

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

第10回議事次第

平成22年12月7日(火)

17:30~19:00

厚生労働省 省議室(9階)

議題

1. 開会

2.

(1) 社会的養護の在り方の見直しに関する当面の検討課題について

(2) 社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の現状について

(3) 子ども・子育て新システムの検討状況について

(4) その他

3. 閉会

配布資料一覧

- 資料 1 社会的養護の在り方の見直しに関する当面の検討課題について

- 資料 2 - 1 児童福祉施設最低基準について（社会的養護関係）
- 資料 2 - 2 職員配置基準の改正経緯
- 資料 2 - 3 最低基準等及び措置費における職員配置基準について
- 資料 2 - 4 福祉施設の居室面積・定員
- 資料 2 - 5 最低基準における居室面積（1人当たり）の改正経緯
- 資料 2 - 6 居室面積・定員の分布
- 資料 2 - 7 住生活基本計画における居住面積水準

- 資料 3 - 1 子ども・子育て新システムの検討状況について
- 資料 3 - 2 社会的養護の仕組みの特徴

- 資料 4 平成21年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況

- 資料 5 「ケア内容検討会」の検討状況について

社会的養護の在り方の見直しに関する当面の検討課題 について

- (1) 家庭的養護の推進のための児童養護施設の小規模化と
施設機能の地域分散化の推進
- (2) 里親委託の推進
- (3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進
- (4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

1. 社会的養護の現状について

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童、生活指導を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不 適当であると認められる児童の養育を、都道府県が里親 に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,808人	2,727人	3,870人

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又ははなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	121か所	569か所	32か所	58か所	278か所	54か所
定員	3,710人	33,994人	1,541人	4,005人	5,543世帯	367人
現員	3,124人	30,695人	1,180人	1,808人	3,889世帯 児童6,135人	230人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,825人	1,995人	191人

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

資料：社会福祉施設等調査報告 [平成20年10月1日現在]

※里親制度・母子生活支援施設の現員は、福祉行政報告例(平成20年度末現在)及び家庭福祉課調べ

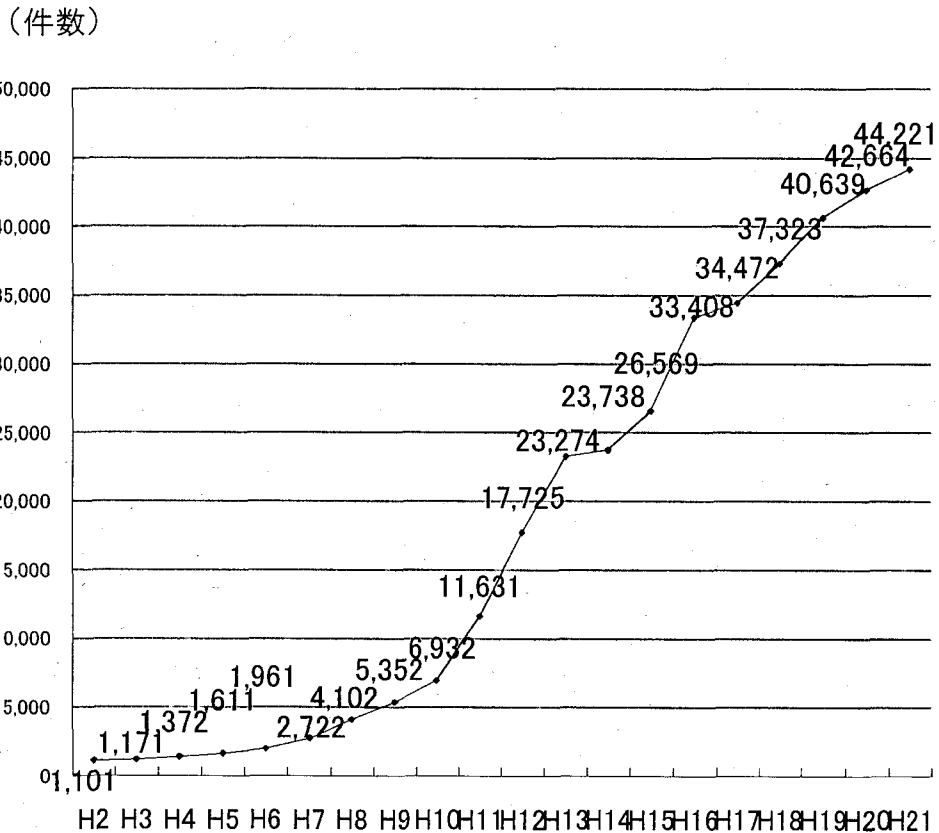
※自立援助ホームの児童定員・児童現員・職員総数は、連絡協議会調〔協議会に加入しているホームについて〕[平成20年12月1日現在]

※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成21年度]

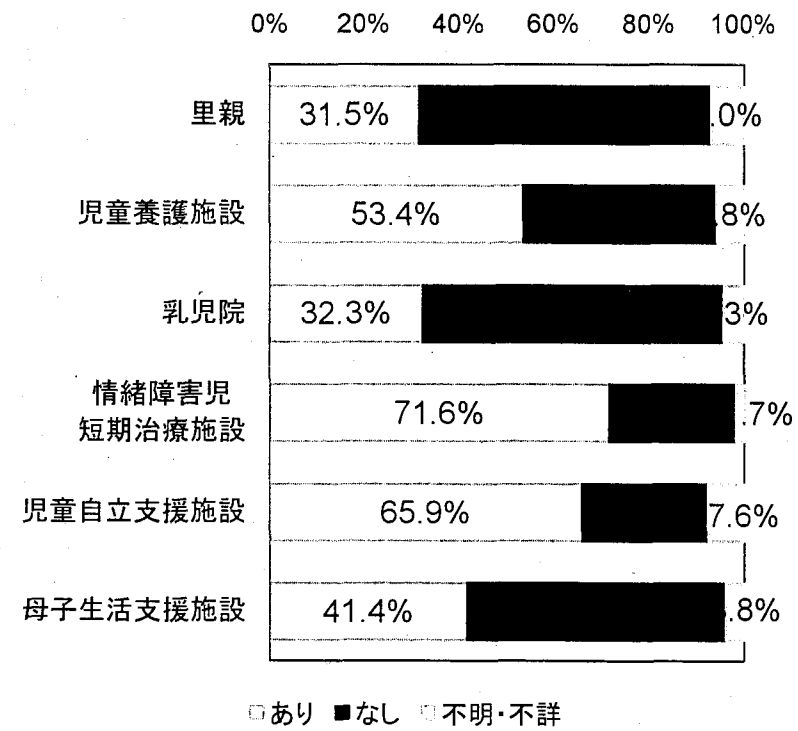
(1) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3.8倍に増加。



○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。

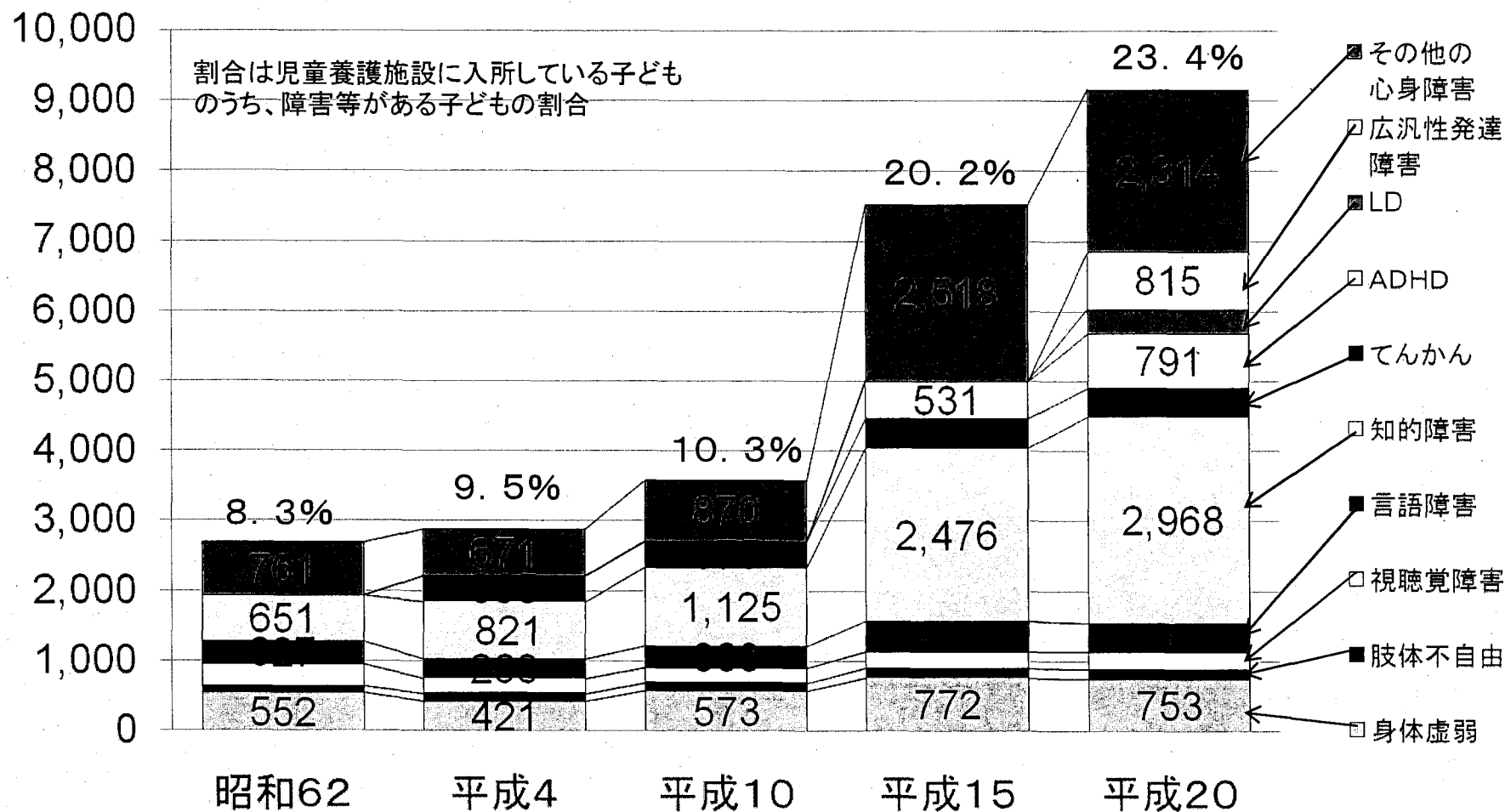


児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

(2) 障害等のある児童の増加

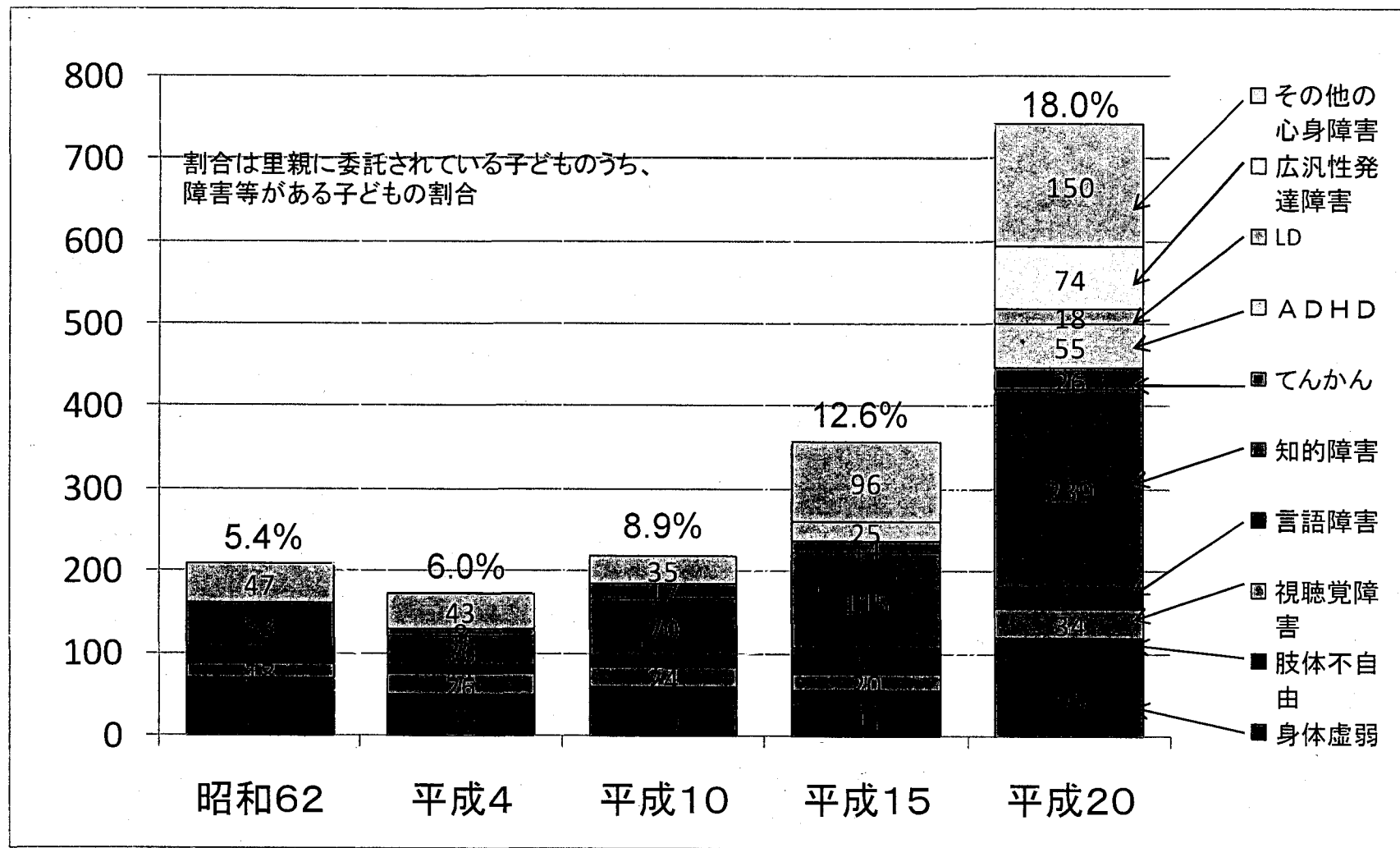
社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%、里親においても18.0%が、障害有りとなっている。

①児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

② 里親委託における障害等のある児童数と種別



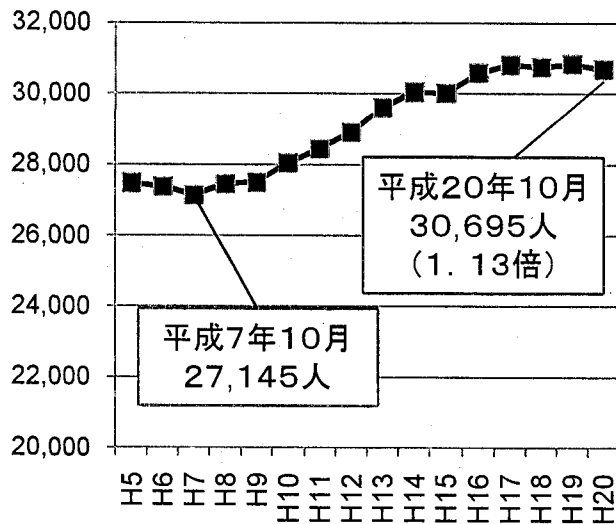
ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

(3) 要保護児童数の増加への対応

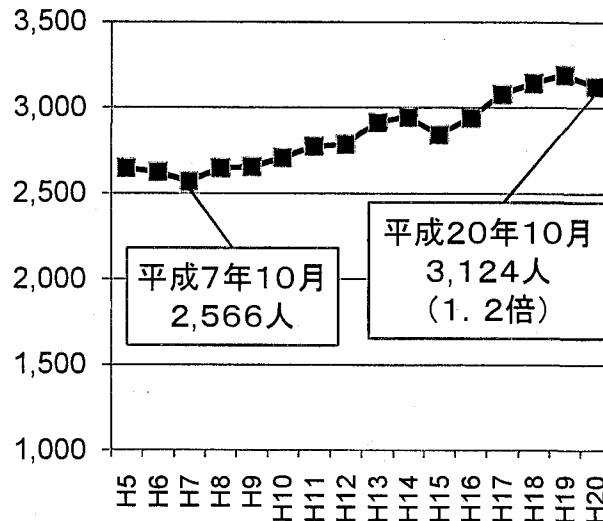
要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.13倍、乳児院が1.2倍に増加。一方、里親委託児童は、1.8倍に増加。

(注)社会福祉施設等調査(各年度10月1日現在)による

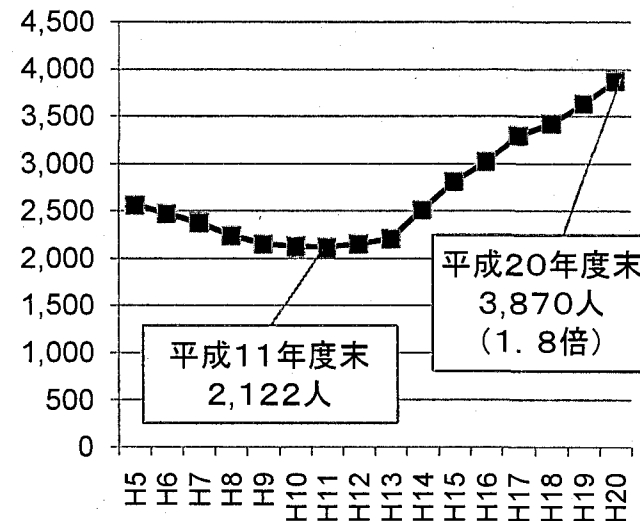
○児童養護施設の入所児童数



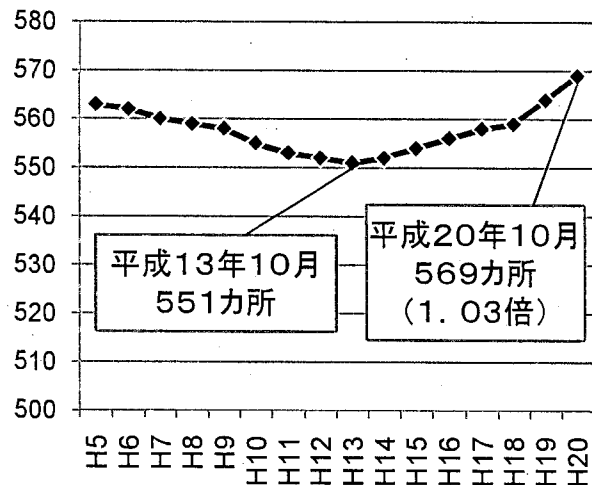
○乳児院の入所児童数



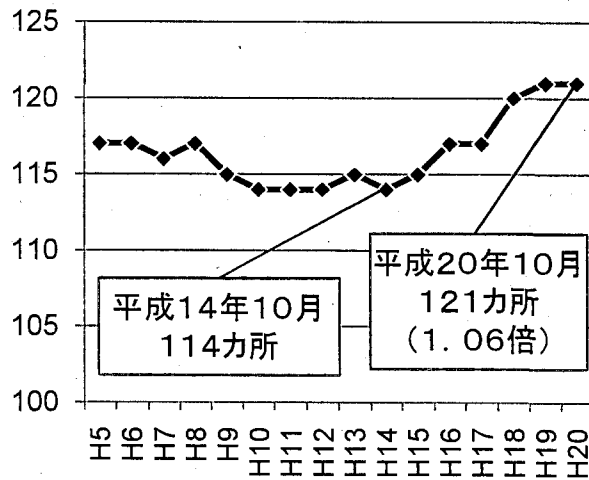
○里親への委託児童数



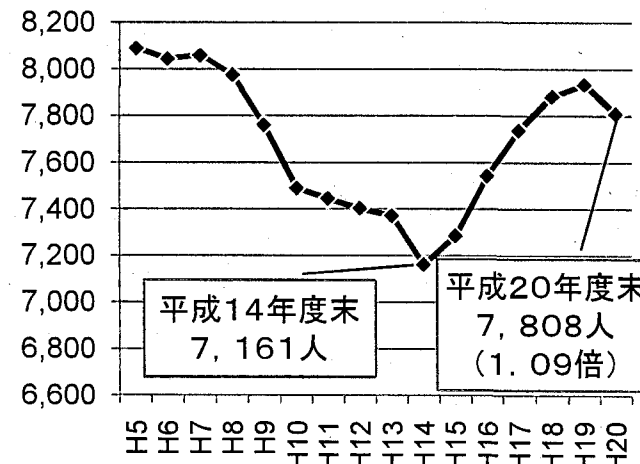
○児童養護施設の設置数



○乳児院の設置数



○登録里親数



2. 施設の小規模化と家庭的な養護の推進 (1) 概要

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員

施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

569か所
定員33,994人
現員30,695人(90.3%)

小規模グループケア(ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6人

職員1名+非常勤職員を加配

21年度458か所
→26年度目標 800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6名

職員:専任2名+その他の職員(非常勤可)

21年度190か所
→26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6名

職員3名以上(うち1名以上が生活の本拠を置く)

21年度53か所
→26年度目標 140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

4名まで

養育里親
専門里親
養子縁組里親
親族里親

登録里親数 7808人
(うち養育里親6970人)
(うち専門里親 495人)
委託里親数 2727人
委託児童数 3870人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

121か所
定員3710人、現員3124人(84.2%)

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

21年3月末 10.4%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設の定員等の全国計は、平成20年10月1日社会福祉施設等調査。里親関係は21年3月末福祉行政報告例

(2) 児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員、在籍児童数は大舎の定員、在籍児童数からは除かれている。

② 定員規模別施設数

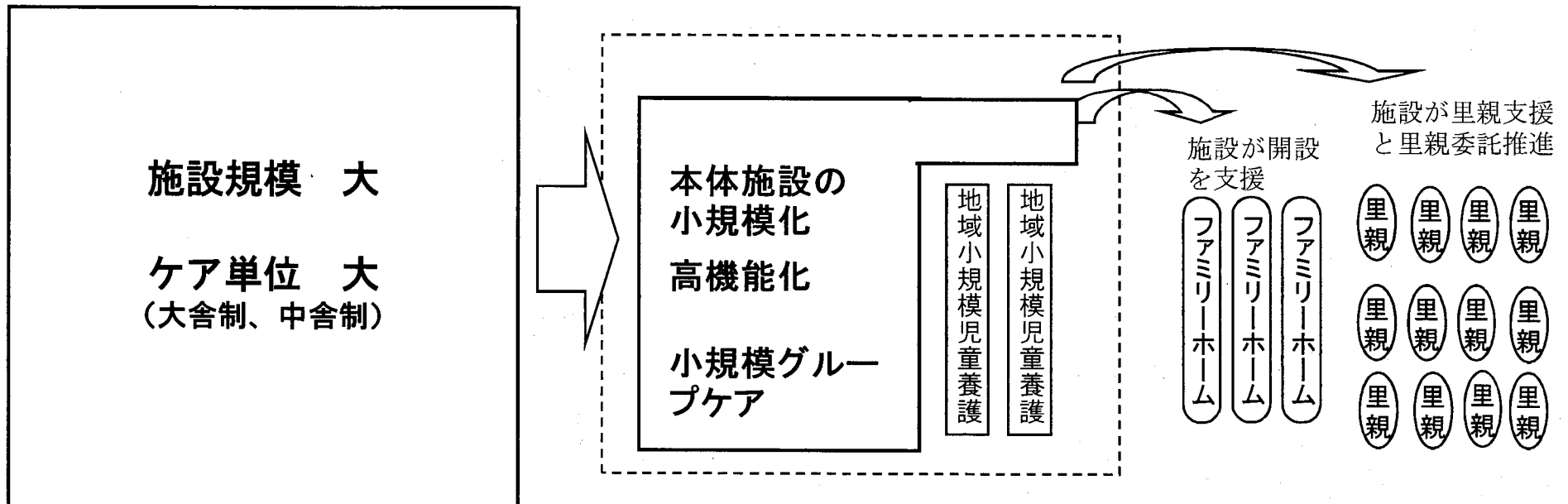
定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総数	569 (100%)

社会福祉施設等調査
(平成20年10月1日)

(3) 児童養護施設の形態の今後の在り方

小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援



施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

(参考1) 児童養護施設等の措置費の概要 (就学後児童、地域区分5/10の場合)

(例1) 定員70人の場合

(例2) 定員45人の場合

(例3) 地域小規模児童
養護施設の場合

(例4) ファミリーホーム
の場合

(例5) 里親の場合

事務費

- ・一般保護単価 119,950円
- ・心理、看護、個別対応職員、家庭支援専門員、基幹的職員加算を行った場合 28,840円
- ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

事務費

- ・一般保護単価 127,540円
- ・小規模施設加算 9,180円
- ・心理、看護、個別対応職員、家庭支援専門員、基幹的職員加算を行った場合 36,060円
- ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

事務費

- ・一般保護単価 208,590円
- ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

事務費

- ・一般保護単価 150,860円
- ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

事業費

- ・里親手当
 - ・養育里親 72,000円 (2人目以降 36,000円)
 - ・専門里親 123,000円 (2人目以降 87,000円)

+

+

+

+

+

事業費

- ・一般生活費 47,430円
- ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等) 予算額1人平均 11,600円



児童1人月額
約22万1千円

児童1人月額
約24万7千円

児童1人月額
約28万6千円

児童1人月額
約22万3千円

児童1人月額
養育里親 約13万1千円
専門里親 約18万2千円

このほか、小規模グループケア加算がある場合、施設の全児童の単価が、1グループ毎に +7,340円

このほか、小規模グループケア加算がある場合、施設の全児童の単価が、1グループ毎に +9,180円

(注) 一定の要件設定により算出した概算額である

(参考2)児童養護施設等の小規模ケアの人員配置

地域小規模児童養護施設

○交替制勤務を基本とし、1日を早番・遅番の2交代と、夜は宿直で対応する体制。

※1日2名の交替勤務ローテーションを組むには、週休2日・祝休日を除くと、3名必要。

※ただし、3名で宿直も行うと週2回となり、宿直は原則週1回としている労働基準法の水準を超える。

○措置費では、常勤2名 + 非常勤1名 + 年休代替要員40日 + 管理宿直専門員1名(379日分) を計上

⇒児童6人で職員3名は、「2:1」の人員配置

小規模グループケア

○交替制勤務を基本とし、1日を早番・遅番の2交代と、夜は宿直で対応する体制。

○本体施設の人員配置は、「年長児6:1、年少児4:1」であり、

・児童6人(うち年少児2名)の場合、人員配置は1.16人

・児童8人(うち年少児2名)の場合、人員配置は1.5人

○措置費では、小規模グループケアは、本体施設内において、指導員等を1名加算

※平成22予算703グループ(実績見込527グループ)、平成26年度目標800グループ

※小規模グループケアでは、調理を各ユニットで行うことから、施設の調理員(1施設4名配置)を、
ユニットの指導員に振り替えることも可能。この場合、1ユニットに職員3人以上の配置となる。

⇒児童8人で職員3名は、「2.6:1」の人員配置

ファミリーホーム

○養育者の住居で養育することを前提とし、養育者常勤1名に加え、補助者2名を非常勤で配置。

○措置費では、常勤1名 + 非常勤2名 + 年休代替要員40日 + 心理職員・応援職員(月2~3回) を計上

4. 里親委託の推進について

(1) 里親委託率の上昇と当面の目標

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度。
- 里親委託率は、平成14年の7.4%から、平成21年3月末には10.4%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標を掲げたところ。

(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

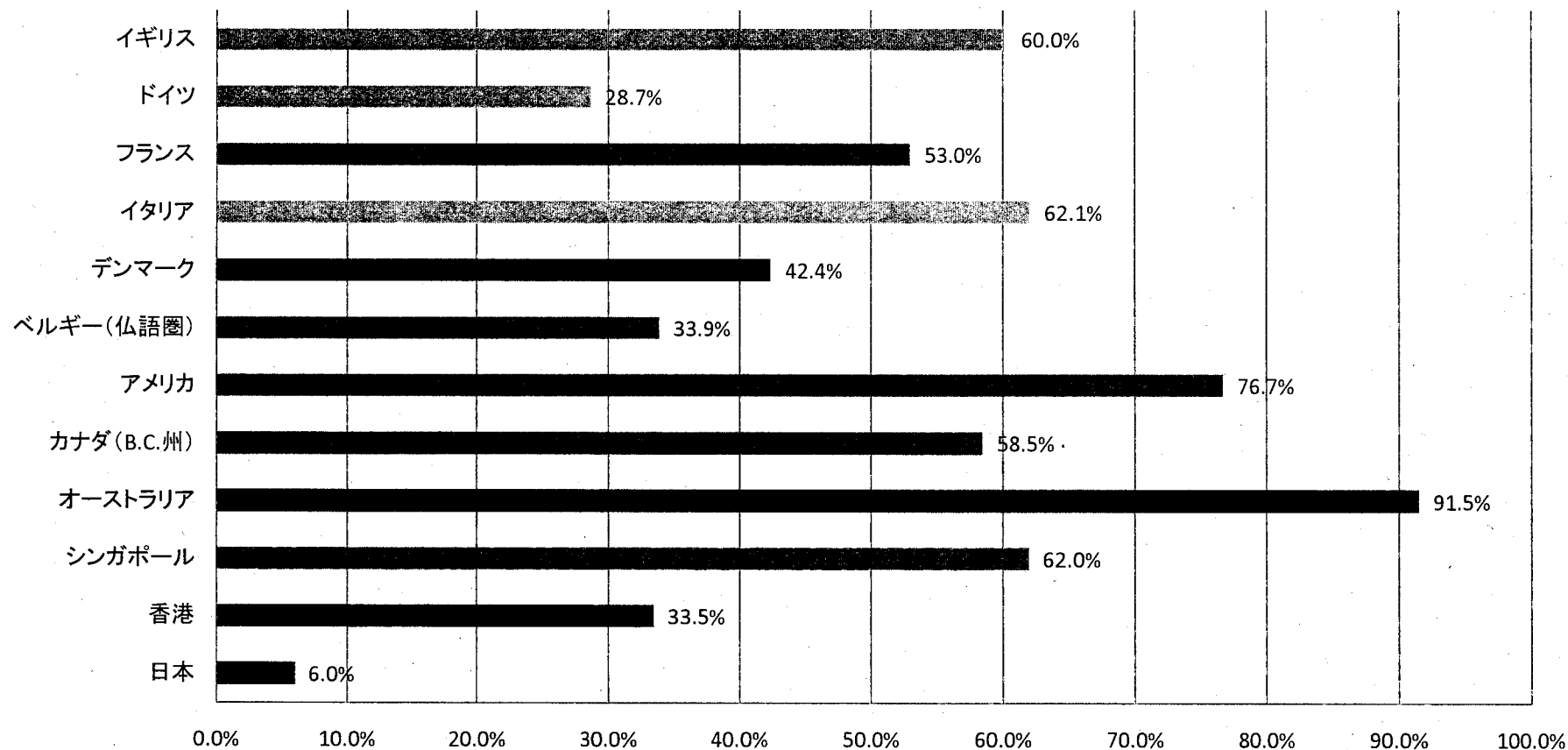
年度	児童養護施設		乳児院		里親		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度	28,988	84.8	2,689	7.9	2,517	7.4	34,194	100
平成15年度	29,144	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,701	100
平成16年度	29,828	83.3	2,942	8.2	3,022	8.4	35,792	100
平成17年度	29,850	82.6	3,008	8.3	3,293	9.1	36,151	100
平成18年度	29,889	82.3	3,013	8.3	3,424	9.4	36,326	100
平成19年度	30,176	82.0	2,996	8.1	3,633	9.9	36,805	100
平成20年度	30,451	81.6	2,995	8.0	3,870	10.4	37,316	100

里親委託率

(参考) 諸外国における里親委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が9：1となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2000年前後の状況)



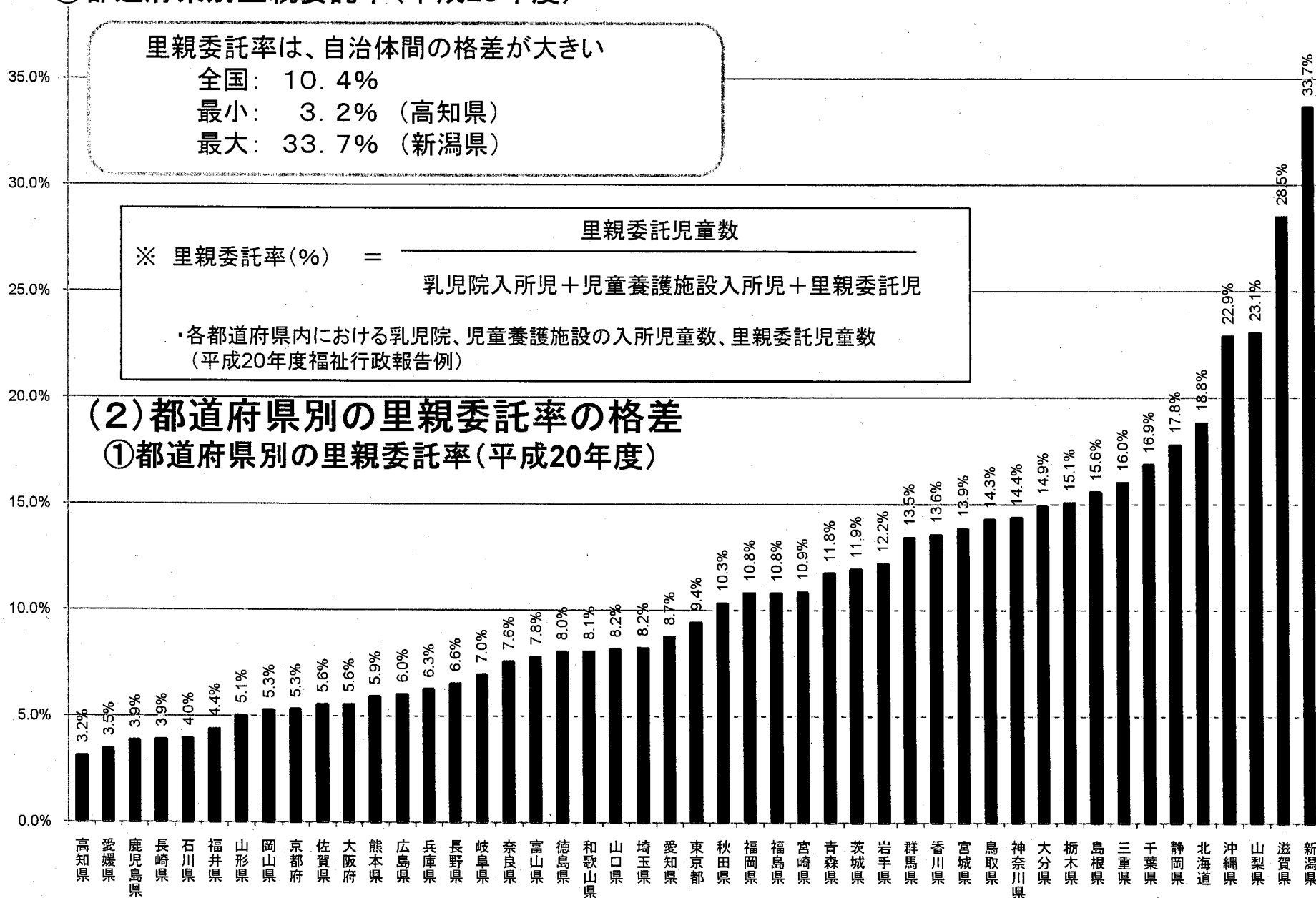
※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者 湯沢雍彦(平成13、14年厚生労働科学研究)

※ 日本の里親委託率は、平成20年度は10.4%

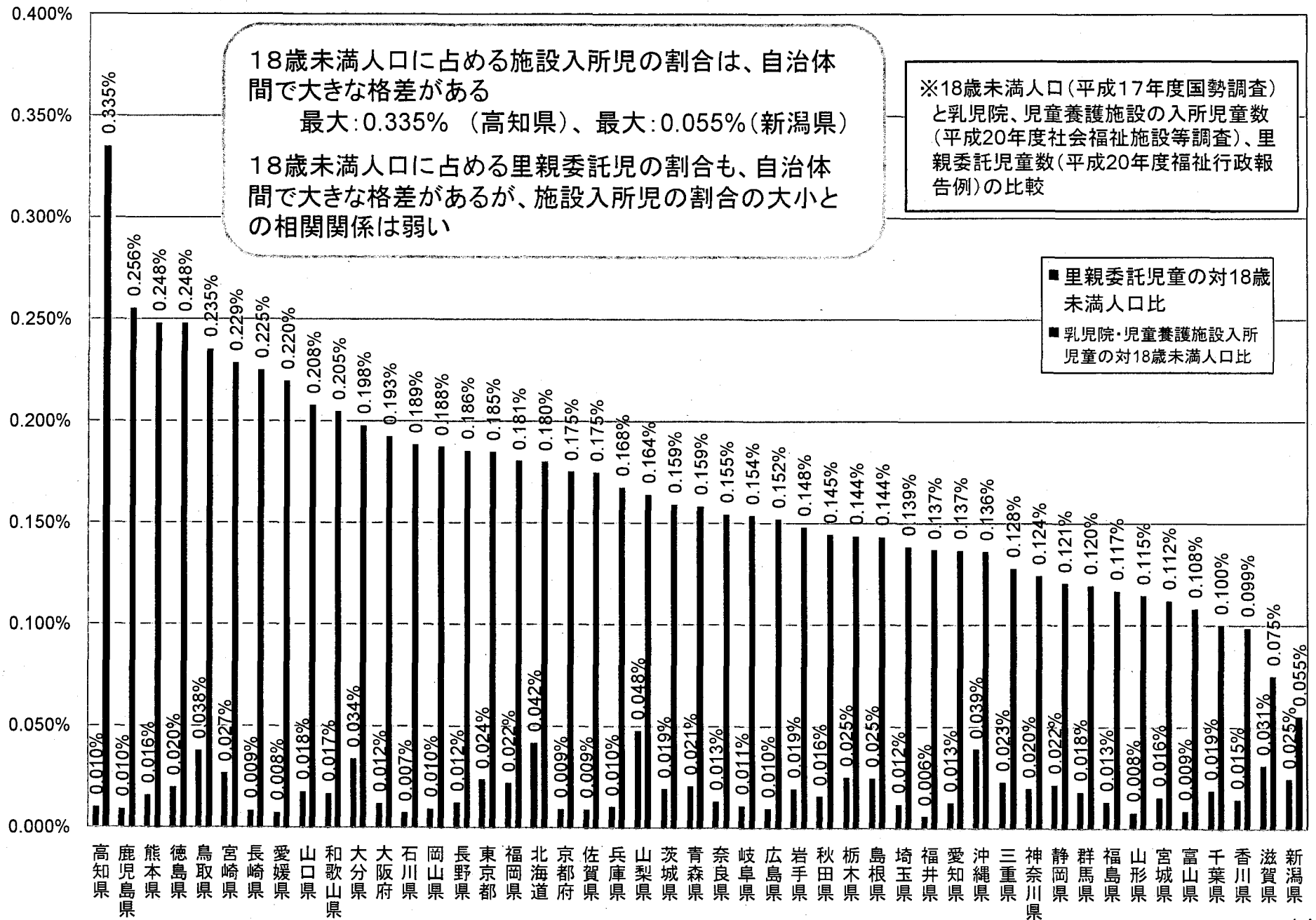
※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

(2) 都道府県別の里親委託率の差

① 都道府県別里親委託率(平成20年度)



②各都道府県の18歳未満人口に占める里親委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



(参考) 都道府県別の里親委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料)福祉行政報告例(平成20年度末現在数)

	里親		児童養護施設		乳児院		計 ⑦ (①+③+⑤)	
	数(人) ①	率(%) ② (①/⑦)	数(人) ③	率(%) ④ (③/⑦)	数(人) ⑤	率(%) ⑥ (⑤/⑦)		
	1	北海道	372	18.8	1,556	78.8		46
2	青森県	51	11.8	351	80.9	32	7.4	434
3	岩手県	46	12.2	307	81.4	24	6.4	377
4	宮城県	63	13.9	338	74.4	53	11.7	454
5	秋田県	28	10.3	219	80.8	24	8.9	271
6	山形県	17	5.1	218	64.9	101	30.1	336
7	福島県	50	10.8	397	85.9	15	3.2	462
8	茨城県	100	11.9	674	80.4	64	7.6	838
9	栃木県	88	15.1	422	72.4	73	12.5	583
10	群馬県	65	13.5	382	79.1	36	7.5	483
11	埼玉県	144	8.2	1,431	81.8	175	10	1,750
12	千葉県	188	16.9	866	77.7	60	5.4	1,114
13	東京都	405	9.4	3,466	80.9	415	9.7	4,286
14	神奈川県	279	14.4	1,487	76.8	171	8.8	1,937
15	新潟県	101	33.7	171	57	28	9.3	300
16	富山県	16	7.8	170	82.9	19	9.3	205
17	石川県	15	4.0	331	87.6	32	8.5	378
18	福井県	9	4.4	179	87.7	16	7.8	204
19	山梨県	75	23.1	225	69.2	25	7.7	325
20	長野県	48	6.6	629	85.9	55	7.5	732
21	岐阜県	42	7.0	526	87.4	34	5.6	602
22	静岡県	143	17.8	597	74.3	63	7.8	803
23	愛知県	163	8.7	1,530	82.1	170	9.1	1,863
24	三重県	75	16.0	365	78.0	28	6.0	468

	里親		児童養護施設		乳児院		計 ⑦ (①+③+⑤)	
	数(人) ①	率(%) ② (①/⑦)	数(人) ③	率(%) ④ (③/⑦)	数(人) ⑤	率(%) ⑥ (⑤/⑦)		
	25	滋賀県	81	28.5	167	58.8		36
26	京都府	39	5.3	635	86.9	57	7.8	731
27	大阪府	173	5.6	2,637	85	292	9.4	3,102
28	兵庫県	101	6.3	1,373	85.3	136	8.4	1,610
29	奈良県	32	7.6	342	80.9	49	11.6	423
30	和歌山県	30	8.1	313	84.1	29	7.8	372
31	鳥取県	40	14.3	205	73.2	35	12.5	280
32	島根県	31	15.6	147	73.9	21	10.6	199
33	岡山県	32	5.3	537	88.8	36	6.0	605
34	広島県	48	6.0	706	88.7	42	5.3	796
35	山口県	43	8.2	454	86.3	29	5.5	526
36	徳島県	26	8.0	272	84.2	25	7.7	323
37	香川県	25	13.6	135	73.4	24	13.0	184
38	愛媛県	19	3.5	480	88.4	44	8.1	543
39	高知県	13	3.2	371	90.3	27	6.6	411
40	福岡県	188	10.8	1,418	81.6	132	7.6	1,738
41	佐賀県	15	5.6	236	87.7	18	6.7	269
42	長崎県	23	3.9	529	90.6	32	5.5	584
43	熊本県	52	5.9	763	87	62	7.1	877
44	大分県	69	14.9	376	81.4	17	3.7	462
45	宮崎県	56	10.9	429	83.3	30	5.8	515
46	鹿児島県	30	3.9	701	90.5	44	5.7	775
47	沖縄県	121	22.9	388	73.5	19	3.6	528
	全国	3,870	10.4	30,451	81.6	2,995	8.0	3,7316

(3) 里親制度の充実

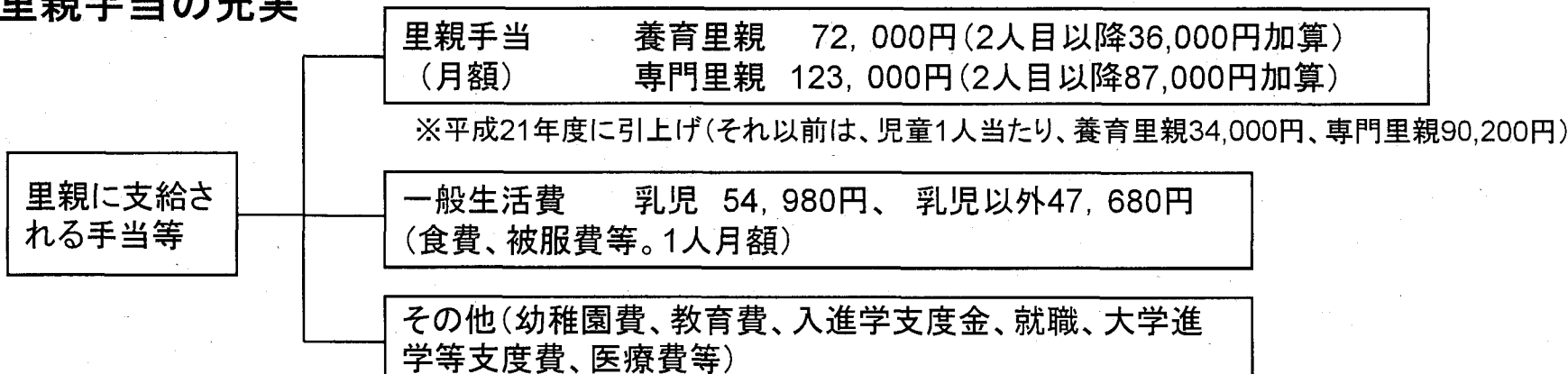
○里親制度の推進を図るため、

- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
- ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
- ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

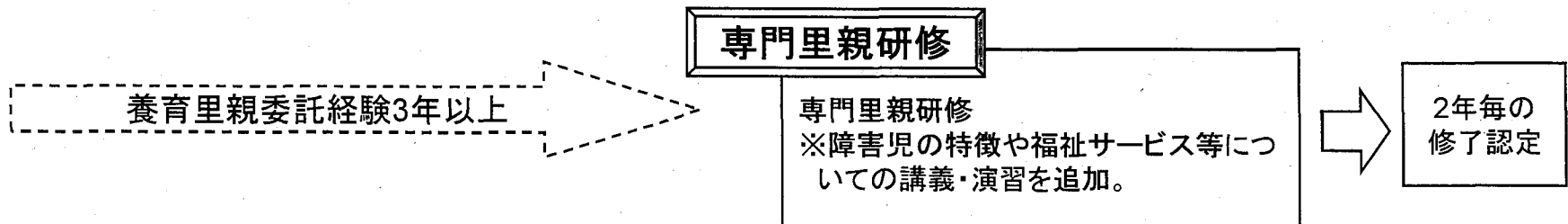
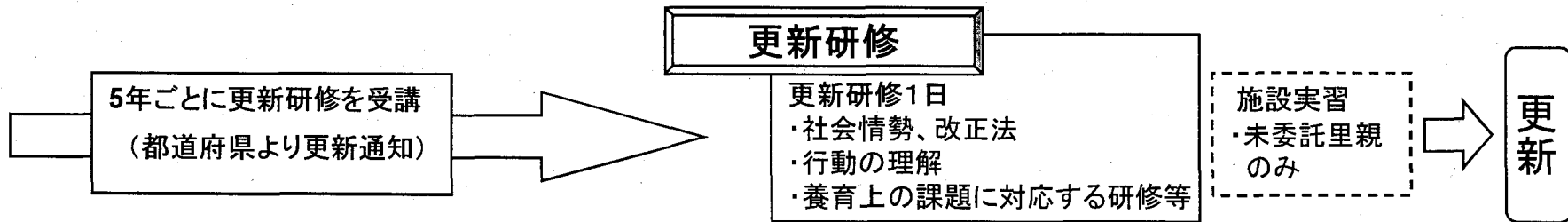
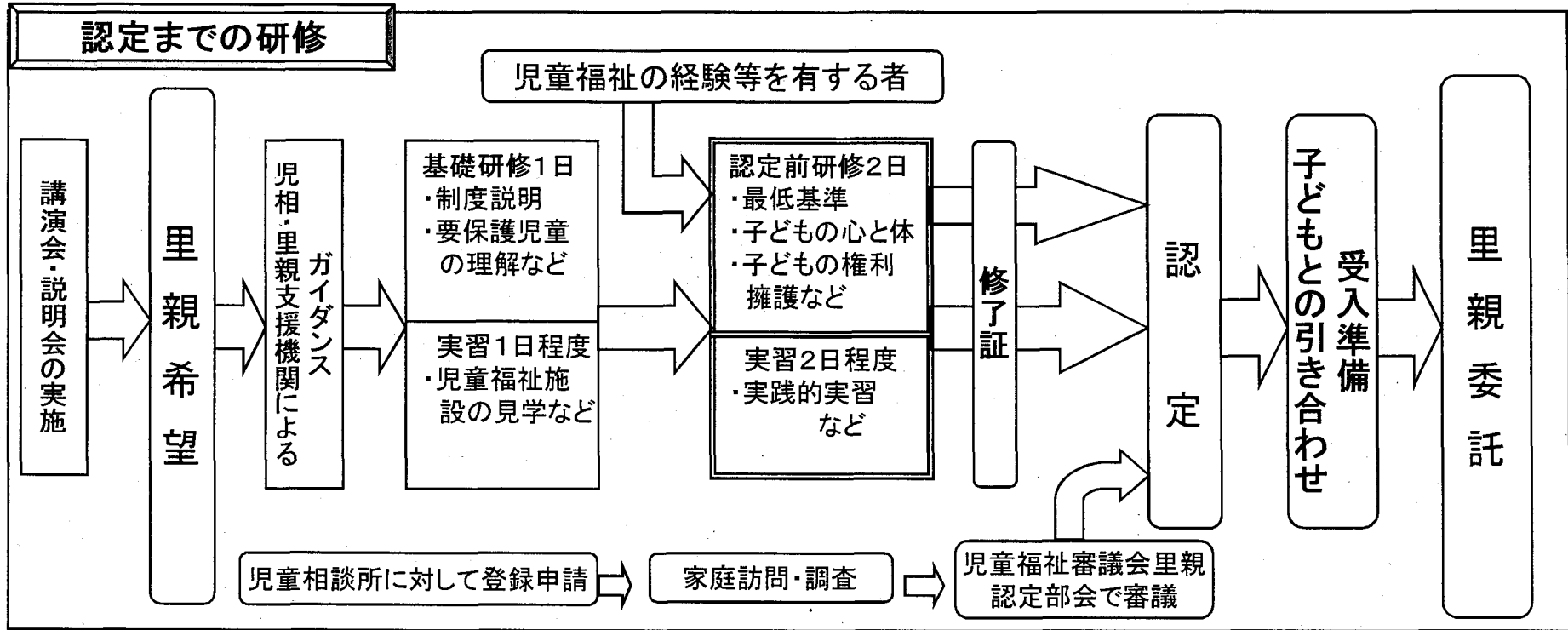
①里親の種類と法律上の明確化

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
	養育里親	専門里親		
対象児童	要保護児童 (保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 (保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

②里親手当の充実



③ 里親研修の充実 ～養育里親の研修と認定の流れ～



(参考)里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 ＋ 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 ＋ 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要	①社会情勢、改正法など(ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正) ②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解) ③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点) ④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)

(4) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない)等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・市区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等

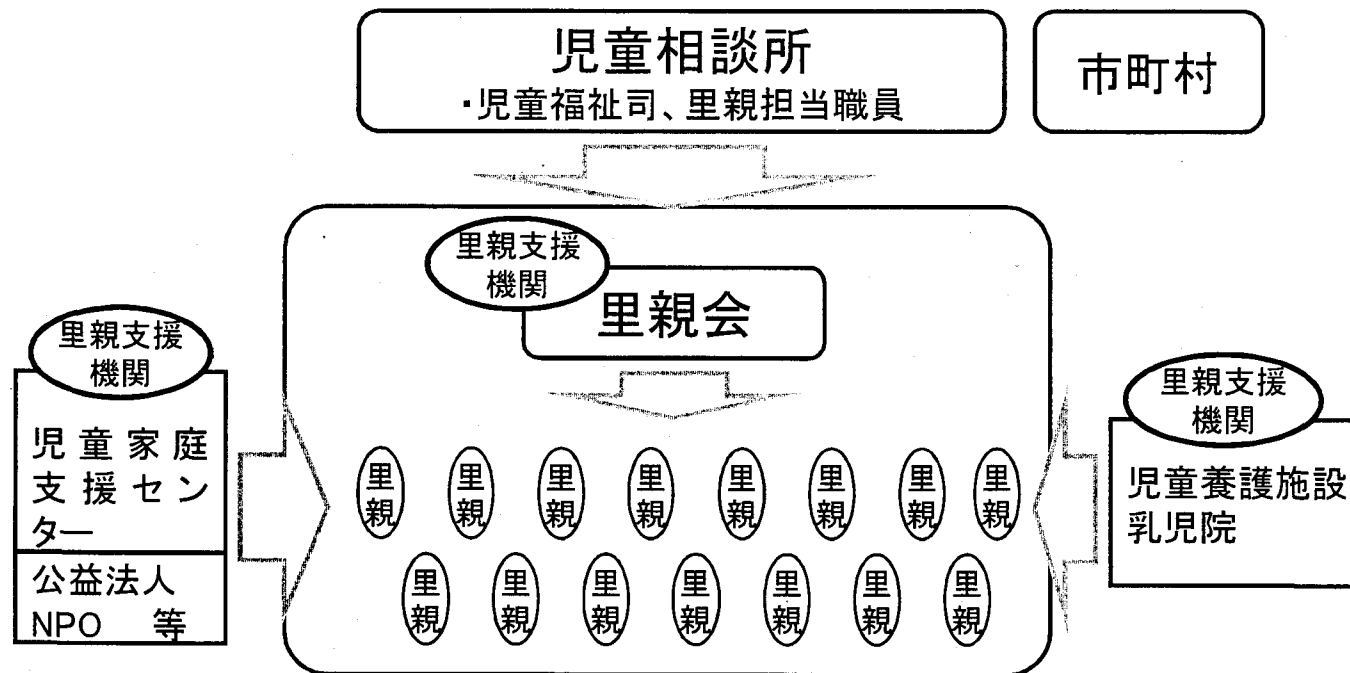
○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

(各都道府県市へのアンケート結果より)

(5) 里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業	実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
		里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

(参考1) 里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

補助基準額：1都道府県市当たり 3,963千円

- ①普及促進
 - ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修
 - ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
- ③専門里親研修
 - ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

補助基準額：1か所当たり 7,424千円

- ①里親委託支援等
 - ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
- ②訪問支援
 - ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握・指導等を行う
- ③相互交流
 - ・里親希望者等が集い、相互交流により養育技術の向上を図る

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

(参考2) 里親支援機関事業等の委託先 (平成22年度)

事業種別	直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等

里親支援 機関事業 42自治体	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	32	14	6	3	0	0	0	5
		養育里親研修	30	13	5	3	0	0	0	5
		専門里親研修	5	39	1	1	0	0	37	0
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	26	7	3	1	1	0	0	2
		訪問支援	25	6	1	2	1	0	0	2
		相互交流	15	20	12	3	1	0	0	4
実施自治体・受託機関数		42	41	16	4	1	0	37	6	

里親支援 事業 (経過措置) 27自治体	里親研 修事業	基礎研修	26	3	1	0	0	2	0	0
		専門研修	3	21	0	0	0	0	21	0
	里親養育相談事業	15	4	0	2	1	0	0	1	
	里親養育援助事業	7	1	0	0	0	0	0	1	
	里親養育相互援助事業	11	7	5	2	0	0	0	0	
里親委託推進事業(経過措置)		15	/	/	/	/	/	/	/	
実施自治体・受託機関数		27	25	5	2	1	2	21	2	

(参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

- **里親の掘り起こし事業**
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- **里親への研修**
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- **里親候補者の週末里親等の活用**
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- **里親委託の推進**
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- **里親家庭への訪問指導・養育相談**
- **里親サロン(里親同士の連携)**
- **レスパイト・ケアの調整**
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
(児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能)

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- **認定、登録に関する事務**
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等
- **委託に関する事務**
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定
- **里親指導等**
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング
- **その他**
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等
- **里親委託の解除**
 - ・委託解除の決定

(参考4) 児童家庭支援センターについて

1 目的

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であつて、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者

3 支援体制の確保

要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

(平成22年2月現在設置状況)

児童養護施設に附設	67
乳児院に附設	5
情緒障害児短期治療施設に附設	3
母子生活支援施設に附設	2
その他	0
計	77

5 設備等

- (1) 相談室・プレイルーム (2) 事務室 (3) その他必要な設備

6 職員

- (1) 相談・支援を担当する職員
- (2) 心理療法等を担当する職員(平成21年度予算より計画的に常勤化)

4. 情緒障害児短期治療施設の設置推進

- 情緒障害児短期治療施設（情短施設）は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第43条の5）
- 情短施設は、医師、心理療法担当職員、指導員等の人員配置が厚いが、情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状。
- 平成20年度に32か所であったが、現在37か所に増加。
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、平成26年度47か所の目標を設定

情緒障害児短期治療施設の設置状況

（平成22年10月1日現在・家庭福祉課調べ）

全国施設数	入所児童数	平均児童数
37か所	1,083人	29.3人

設置済自治体数	未設置自治体数
33 (47.8%)	36 (52.2%)

①（未設置の場合）設置目標・計画設定状況

目標又は計画あり	なし
5	31

②（未設置の場合）設置が進まない理由

理由（複数回答）	自治体数
適切な実施主体が見つからない	18
医師の確保が困難	12
心理療法担当職員の確保が困難	6
入所児童の学校関係の調整が困難	8
対象児童が少ない	10
その他（財源・人材・建設適地の確保が困難等）	15

情緒障害児短期治療施設の設置状況（都道府県市別一覧）

自治体名	施設数	定員数	入所児童数
北海道	1	50	37
青森県	1	30	12
岩手県	1	50	40
仙台市	1	40	36
茨城県	1	40	26
栃木県	1	35	7
群馬県	1	38	30
埼玉県	1	50	36
横浜市	1	56	49
長野県	1	19	17
岐阜県	1	48	42
静岡県	1	50	45
愛知県	2	85	76
名古屋市	1	35	13
三重県	1	40	5
滋賀県	1	50	46
京都府	1	30	24
京都市	1	35	12
大阪府	3	154	136
大阪市	2	75	68

自治体名	施設数	定員数	入所児童数
兵庫県	1	35	34
和歌山県	1	30	28
鳥取県	1	30	27
島根県	1	20	7
岡山県	1	50	17
広島市	1	28	27
山口県	1	50	40
香川県	1	30	22
高知県	1	30	13
福岡県	1	50	18
長崎県	1	40	35
熊本県	1	35	29
鹿児島県	1	35	29
合計	37	1,473	1,083

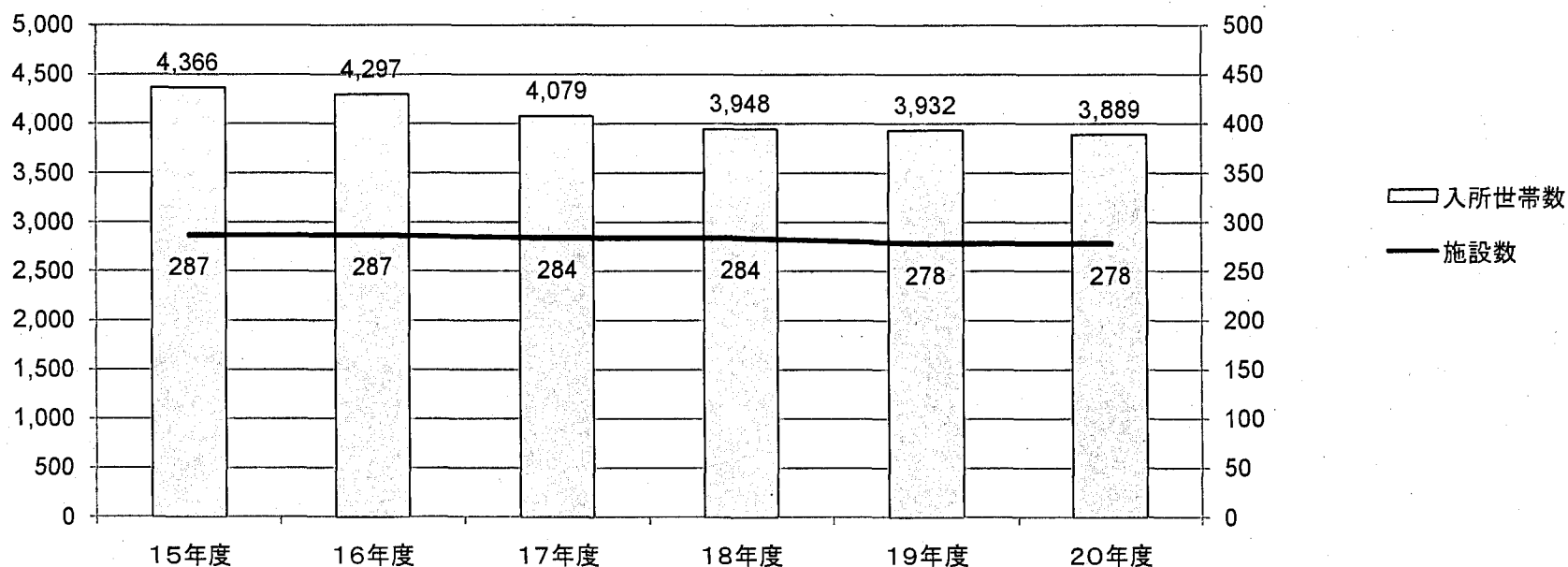
（平成22年10月1日現在・家庭福祉課調べ）

※管内に設置が無い自治体
 宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、奈良県、広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県
 札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、横須賀市、金沢市、熊本市

5. 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

- 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）
- 当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者の入所が半数以上を占めるようになり、広域利用の進展、虐待児の増加といった状況が見られ、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

母子生活支援施設の施設数及び入所世帯数の推移

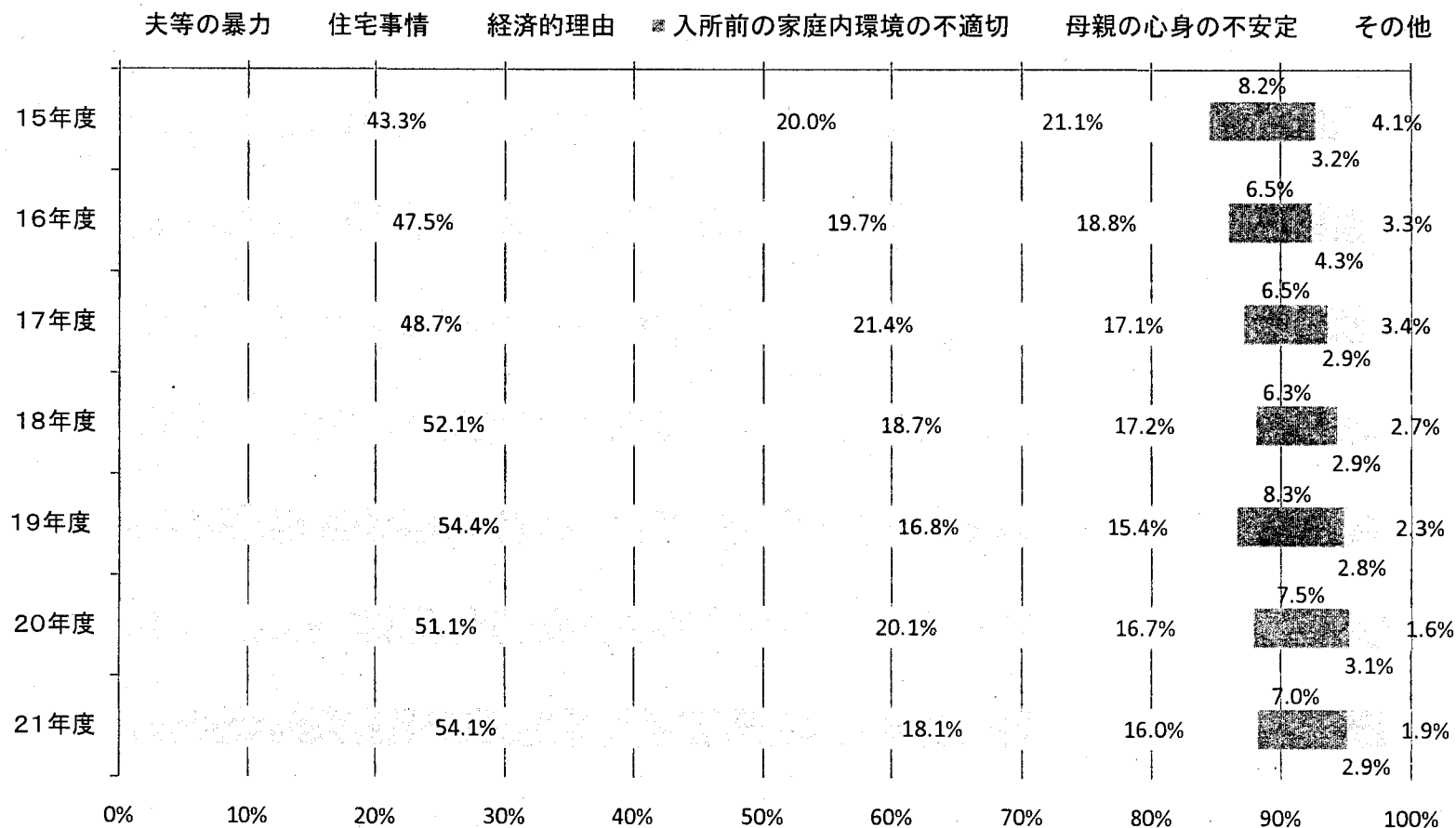


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」及び家庭福祉課調べ（各年度末）

(1) 入所者に占めるDV被害者の増加

母子生活支援施設の入所理由別の入所状況を見ると、「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の割合が高まっており、近年では半数を超えている。

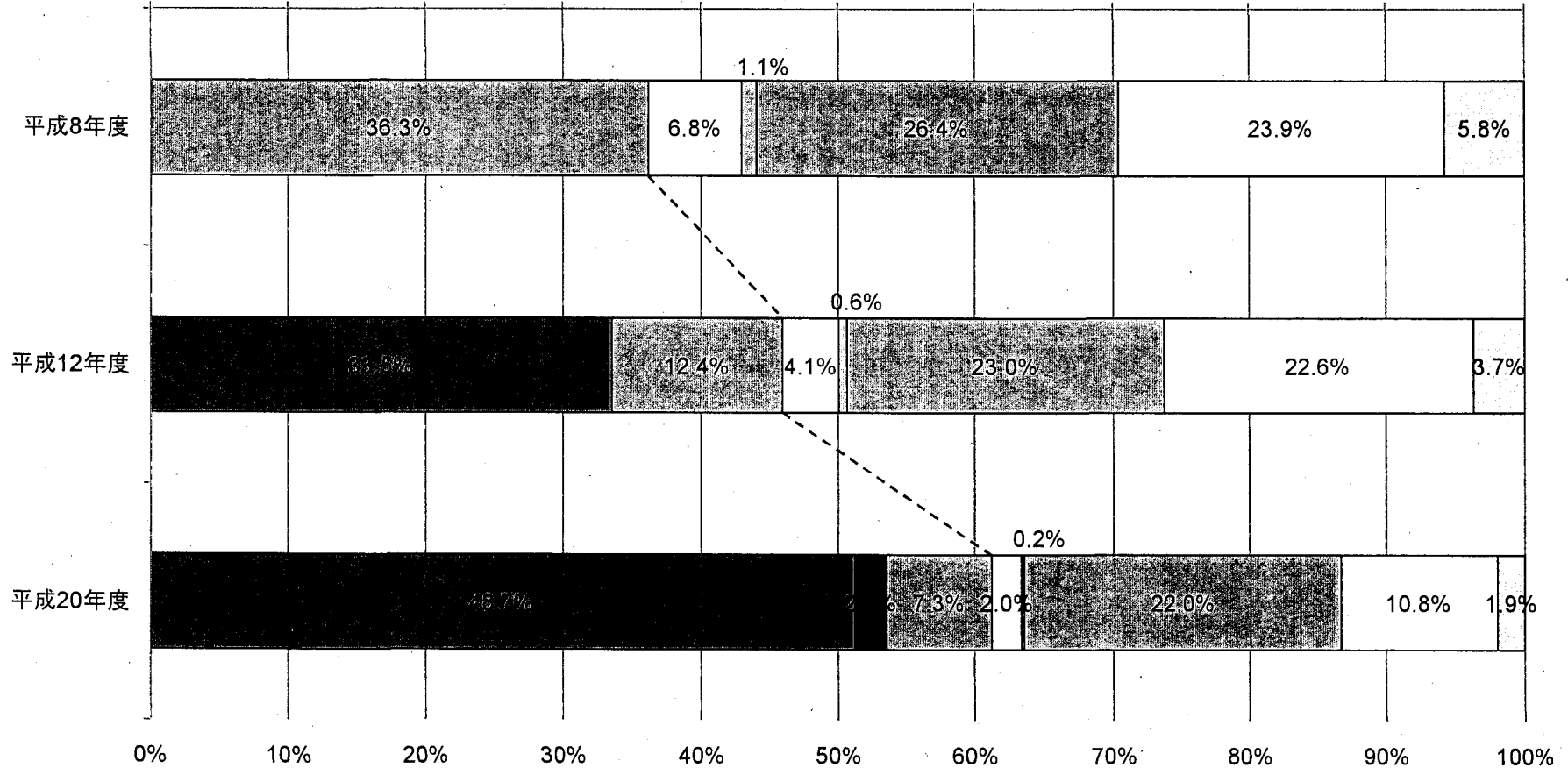
母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」

母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移

■夫などの暴力 ■児童虐待 □入所前の家庭環境の不適切 □母親の心身の不安定 □職業上の理由 □住宅事情 □経済事情 □その他



資料: 全国母子生活支援施設実態調査(社会福祉法人全国社会福祉協議会調べ)

※平成8年度調査においては、「夫などの暴力」及び「児童虐待」の調査項目はない。

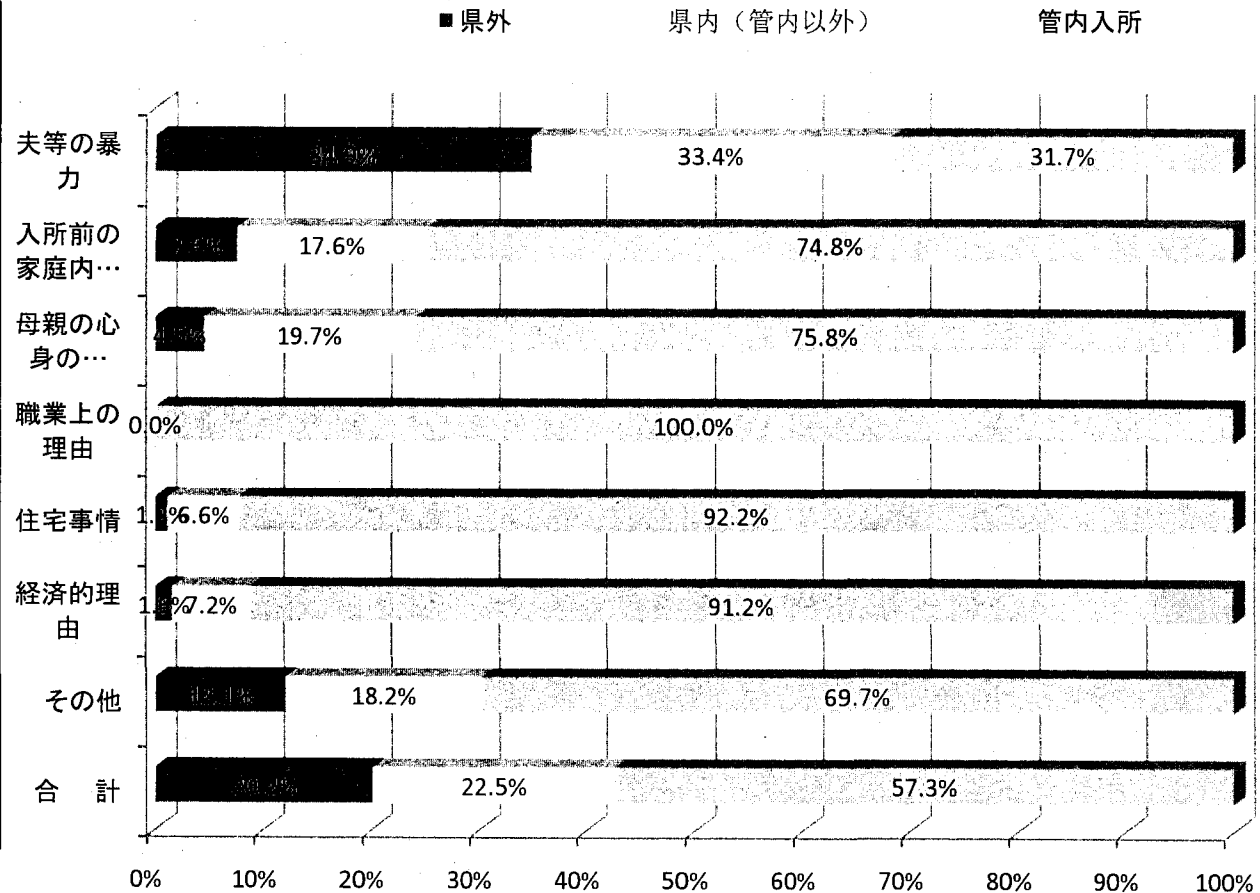
平成12年度調査においては、「児童虐待」の調査項目はない。

(2) 広域入所の進展

- 「夫等の暴力」を理由とする入所については、加害者からの安全な保護のために広域入所が必要となるケースが多く、「管内入所」「広域入所(県内)」「広域入所(県外)」がほぼ3分の1ずつとなっている。
- 「夫等の暴力」以外の理由とする入所については、管内入所が大部分を占めるが、「夫等の暴力」を理由とする入所の割合が増加しているため、合計で見ても、広域入所が4割を超えている。

母子生活支援施設新規入所 (世帯数)

	広域入所		管内入所	合計
	県外	県内		
夫等の暴力	428 (34.9%)	410 (33.4%)	389 (31.7%)	1227 (100%)
入所前の家庭内環境の不適切	12 (7.6%)	28 (17.6%)	119 (74.8%)	159 (100%)
母親の心身の不安定	3 (4.5%)	13 (19.7%)	50 (75.8%)	66 (100%)
職業上の理由	0 (0%)	0 (0%)	10 (100%)	10 (100%)
住宅事情	5 (1.2%)	27 (6.6%)	379 (92.2%)	411 (100%)
経済的理由	6 (1.6%)	26 (7.2%)	331 (91.2%)	363 (100%)
その他	4 (12.1%)	6 (18.2%)	23 (69.7%)	33 (100%)
合計	458 (20.2%)	510 (22.5%)	1301 (57.3%)	2269 (100%)

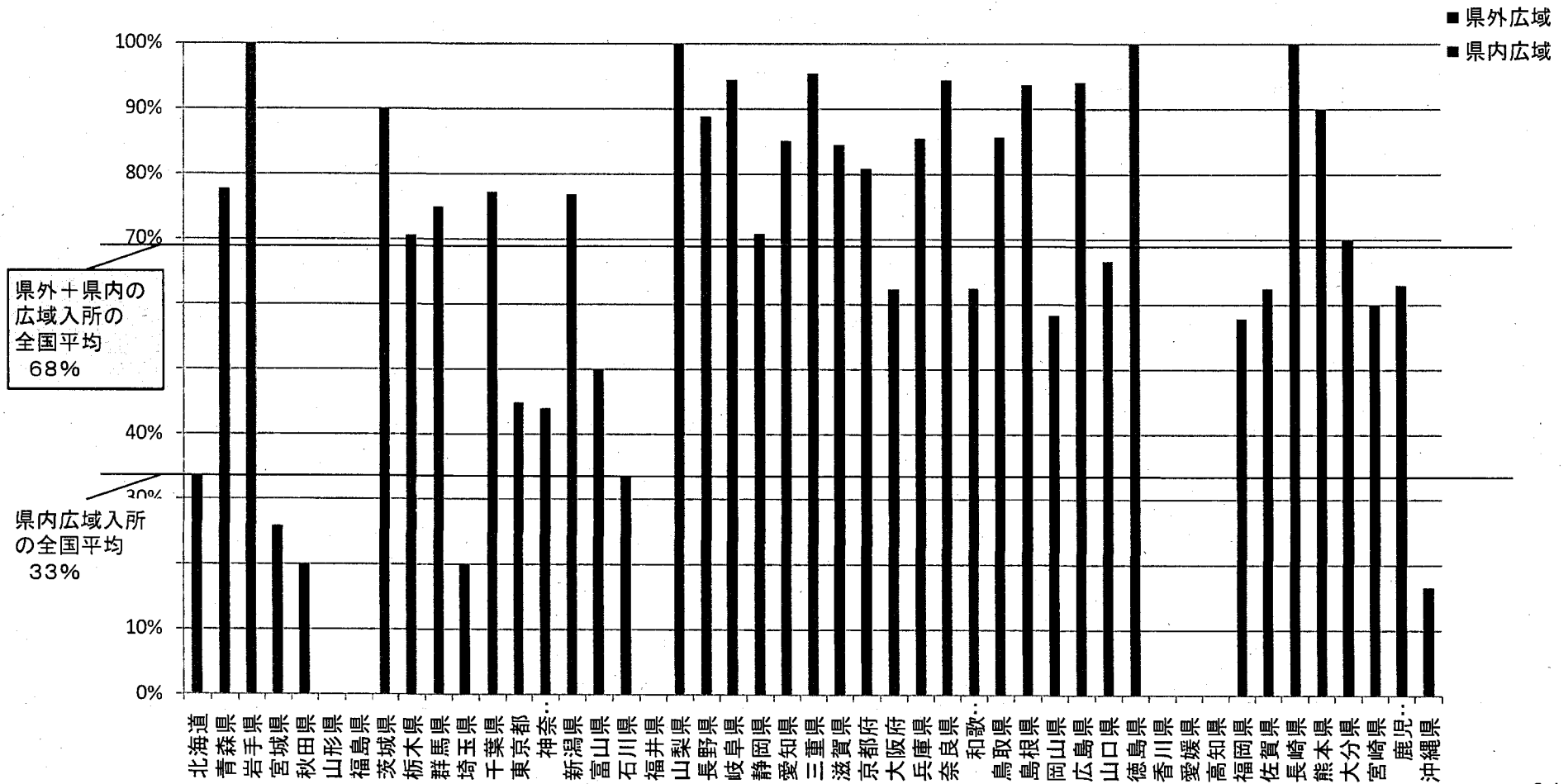


(出典)雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成21年度)

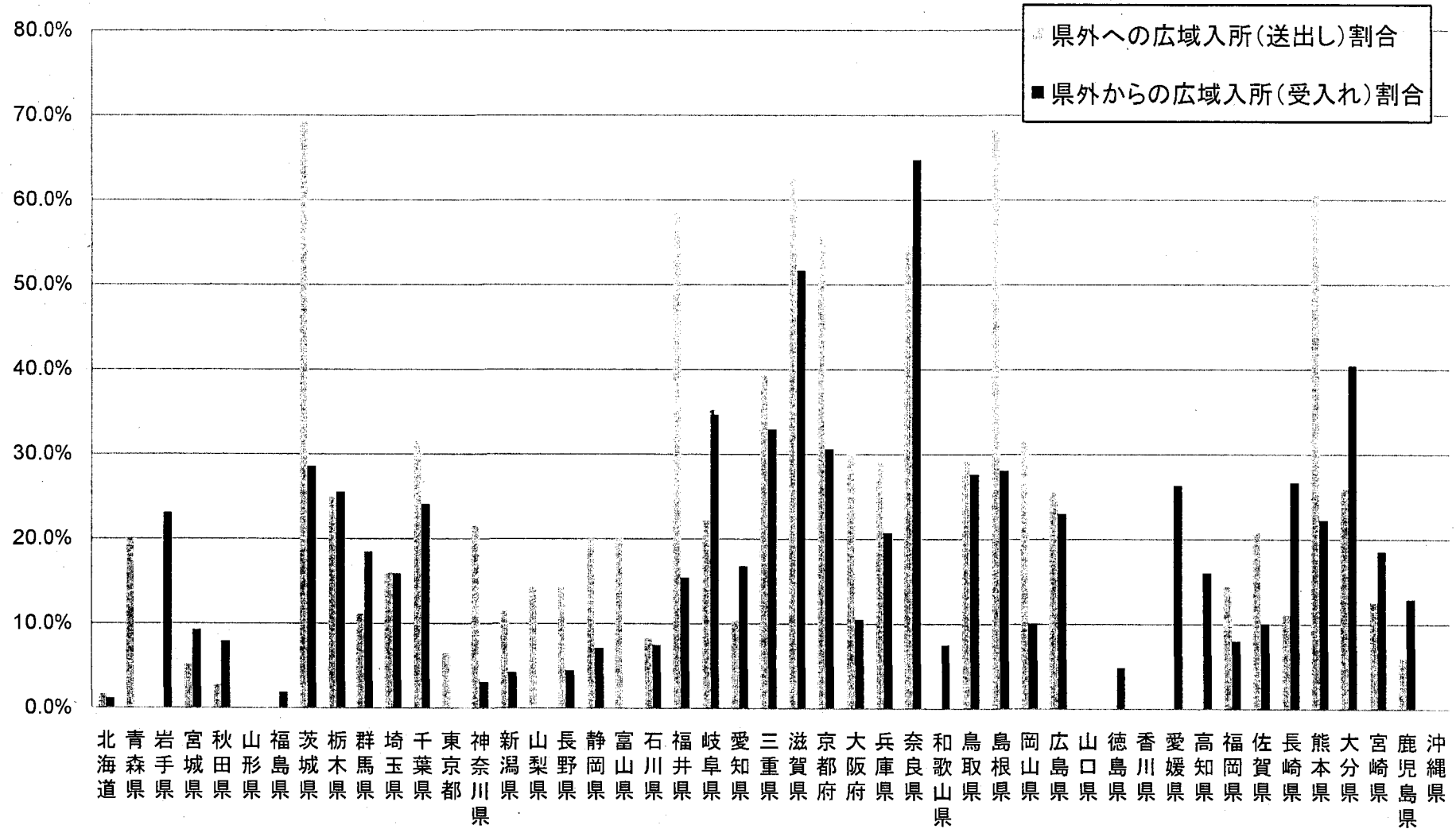
(3) 広域入所の自治体間格差

- 母子生活支援施設の広域入所の推進については、自治体間の格差が大きい。
- 広域入所の「送出し」も「受入れ」も共に積極的な自治体もあれば、どちらかに偏っている自治体もある。

平成21年度における都道府県別の広域入所(「夫等の暴力」を理由とするもの)の状況 《送出し》



母子生活支援施設における県外への広域入所(送出し)及び受入状況(都道府県別)

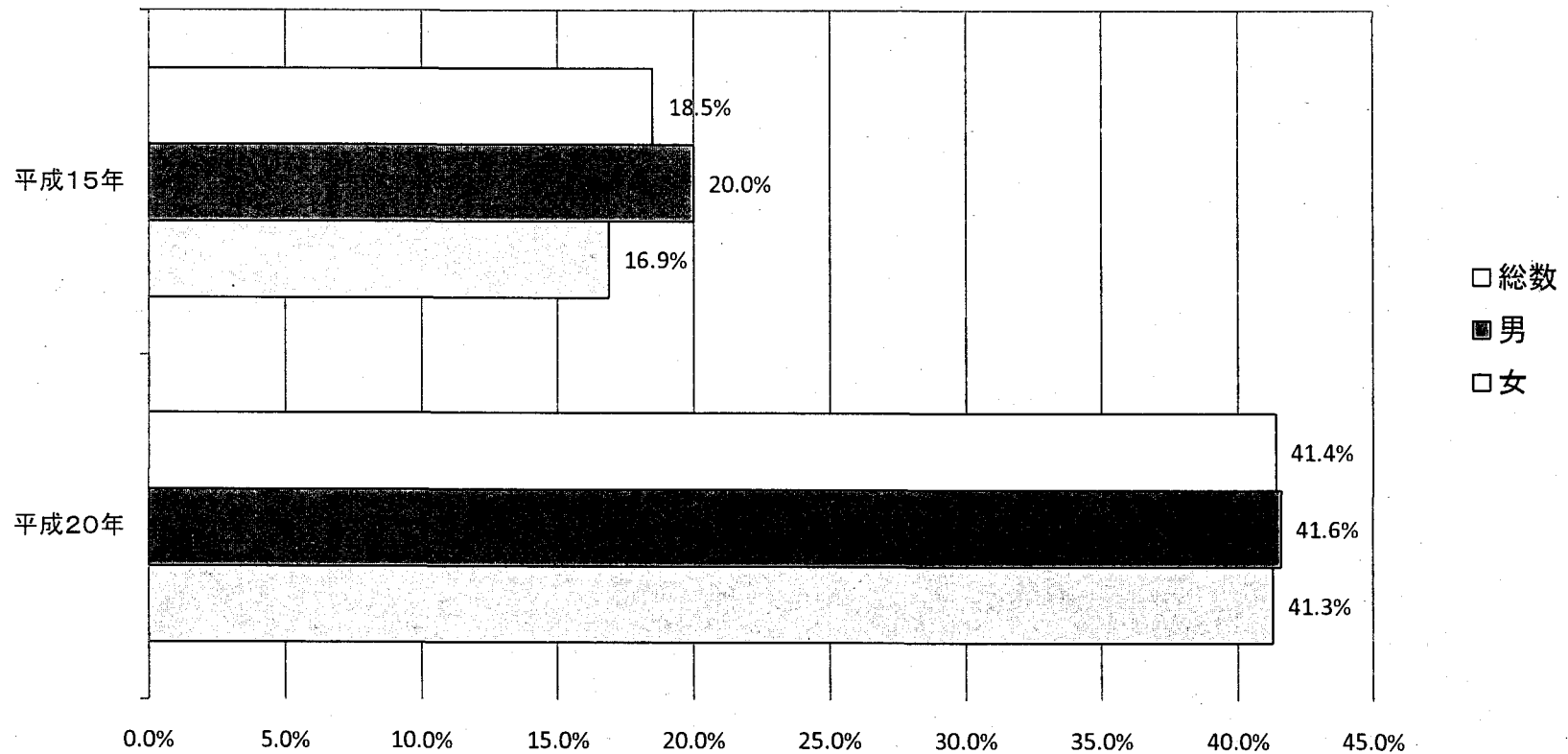


※県外への広域入所措置割合については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる平成21年度末現在の数値
 県外からの広域入所受入割合については、平成20年度全国母子生活支援施設実態調査による平成20年4月1日現在の数値

(4) 虐待を受けた児童の増加

母子生活支援施設においては、虐待経験のある児童の入所が増加しており、施設内における児童に対する支援の充実・強化や、児童相談所等との連携が求められている。

母子生活支援施設における虐待経験のある入所児童の割合



(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(5年毎の調査)

注1. 総数には、性別不詳を含む。

注2. 平成15年度からの調査項目である。

児童福祉施設最低基準について（社会的養護関係）

資料2-1

1. 乳児院

分類	基準の内容		条	項	号	創設年度	直近改正年度
① 職員配置関係	乳児10人以上	乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	21	1		S23	H17
		看護師の数は、おおむね乳児の数を1.7で除して得た数（その数が7人未満であるときは7人）以上とする。		2		S23	H9
		看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳児10人の乳児院には2人以上、乳児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。		3		S23	H9
	乳児10人未満	嘱託医、看護師及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。	22	1		S23	H9
		看護師の数は、7人以上とする。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。		2		S23	H9
	② 居室面積等関係（一部は④その他）	乳児10人以上	寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室及び便所を設けること。（※ 寝室、観察室及び調理室のみ②居室面積等関係）	19	1		S23
寝室及び観察室の面積は、それぞれ乳児1人につき1.65㎡以上であること。			2			S23	S33
乳児10人未満		乳児の養育に専用の室を設けること。	20	1		S23	—
		専用室の面積は、1室につき9.91㎡以上とし、乳児1人につき1.65㎡以上であること。		2		S23	S33
④ その他	乳児院における養育は、乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。		23	1		S54	—
	養育の内容は、精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期に行う身体測定のほか、第12条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。			2		S23	H9
	乳児院（乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。		24			S23	H9
	乳児院の長は、第23条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳児について、乳児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。		24の2			H16	—
	乳児院の長は、乳児の保護者及び必要に応じ当該乳児を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、乳児の養育につき、その協力を求めなければならない。		25			S54	—

2. 児童養護施設

分類	基準の内容	条	項	号	創設年度	直近改正年度
① 職員配置関係	児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	42	1		S23	H17
	職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。		2		S23	—
	児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね6人につき1人以上とする。		3		S23	S54
② 居室面積等関係（一部は④その他）	児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 三 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者 四～八 (略)	41		1	S23	—
	児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。 (※ 居室及び調理室のみ②居室面積等関係)			2	S23	H9
④ その他	居室の面積は、1人につき3.3㎡以上とすること。	41		2	S23	—
	児童の居室の一室の定員は、これを15人以下とする。			3	S23	S61
	入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。			4	S23	S61
	便所は、男子用と女子用とを別にする。			5	S23	—
	児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。			6	S23	—
	入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。		44	1		S23
	児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。	2			H9	—
	児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。	45	1		S23	H9
	職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。		2		S23	S61
	私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があったときには、その収入を適切に処分しなければならない。		3		S23	S61
	児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。		4		S23	—
	児童養護施設の長は、第44条第1項及び前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	45の2			H16	—
	児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。	46			S23	—
児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	47			S23	H9 ₂	

3. 情緒障害児短期治療施設

分類	基準の内容	条	項	号	創設年度	直近改正年度
① 職員配置関係	情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	75	1		S54	H17
	医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。		2		S54	H14
	心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者又は大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。		3		S54	H13
	心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。		4		S54	—
	児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童5人につき1人以上とする。		5		S54	—
② 居室面積等関係 (一部は ④ その他)	児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。 (※ 児童の居室及び調理室のみ②居室面積等関係)	74	1		S54	—
	児童の居室の面積は、1人につき3.3㎡以上とすること。		2		S54	H9
④ その他	児童の居室の一室の定員は、これを5人以下とする。	74	2		S54	—
	男子と女子の居室は、これを別にする。		3		S54	—
	便所は、男子用と女子用とを別にする。		4		S54	S61
	情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。	76	1		S54	H9
	情緒障害児短期治療施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。		2		H9	—
	情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	76 の2			H16	—
	情緒障害児短期治療施設については、第46条の規定を準用する。	77			S54	—
情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	78	3		S54	H9	

4. 児童自立支援施設

分類	基準の内容	条	項	創設年度	直近改正年度
①職員配置関係	児童自立支援施設には、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	80	1	S23	H17
	職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。		2	S23	—
	児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童5人につき1人以上とする。		3	S23	S61
	児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、児童自立支援専門員養成所が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士となる資格を有する者 三 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあっては、3年以上）従事した者 四 (略)	81		S23	H18
	児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士となる資格を有する者 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 四～八 (略)	82		S23	H18
	児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士となる資格を有する者 三 3年以上児童自立支援事業に従事した者	83		S23	H18
②居室面積等関係	前項に規定する設備以外の設備については、第41条の規定を準用する。	79	2	S23	—
④その他	児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあってはこの限りでない。	79	1	S23	H9
	男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。		2	S23	—
	児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適正及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目標としなければならない。	84	1	S23	H9
	学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあってはこの限りでない。		2	S23	—
	生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第44条及び第45条の規定を準用する。		3	S23	H9
	児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	84の2		H16	—
	児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。	85		S23	—
	児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	87		S23	H9
児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。	88		S23	H9	

5. 母子生活支援施設

分類	基準の内容	条	項	号	創設年度	直近改正年度
①職員配置関係	母子生活支援施設には、母子指導員（母子生活支援施設において、母子の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。	27			S23	H17
	母子指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの	28			S23	H16
②居室面積等関係（一部は④その他）	母子室、集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。 （※ 母子室及び調理場のみ②居室面積等関係）	26	1		S23	H9
	母子室の面積は、おおむね1人につき3.3㎡以上であること。			3	S23	H9
	母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第33条第2項を除く。）を準用する。	31			S23	—
④その他	母子室は、1世帯につき1室以上とすること。			2	S23	—
	乳児又は幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。	26		4	S23	—
	乳児又は幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳児又は幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。			5	S23	—
	母子生活支援施設における生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。	29			S23	H9
	母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘察して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	29の2			H16	—
	母子生活支援施設に授産場を設けるときは、その運営につき労働基準法 の精神を遵守しなければならない。	30			S23	—
	母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童の通学する学校、児童相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。	30の2			H9	—

6. 児童家庭支援センター

分類	基準の内容	条	項	号	創設年度	直近改正年度
④その他	児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。	88 の2			H9	—
	児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。	88 の3	1		H9	—
	前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。		2		H9	—
	児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。	88 の4	1		H9	—
	児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。		2		H9	—
	児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。		3		H9	—

7. 児童福祉施設共通部分

分類	基準の内容	条	項	創設年度	直近改正年度	
③ 人権関係	虐待等の禁止	9	2	H16	—	
	懲戒に係る権限の濫用禁止	9	3	H9	—	
	食事	児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。	11	1	H20	—
		児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。		2	S23	S54
		食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。		3	S48	—
		調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。		4	S48	—
	秘密保持等	児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	14	1	H16	—
児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。		2		H16	—	
④ その他	最低基準の向上	3	1	S23	—	
			5	S23	—	
	最低基準と児童福祉施設	4	1	S23	—	
			2	S23	—	
	児童福祉施設の構造設備の一般原則	5	1	S61	—	
			2	S23	—	
	児童福祉施設と非常災害	6	1	S23	—	
			2	S23	—	
職員の一般的要件	7		S23	—		
職員の知識及び技能の向上等	7	2	1	H17	—	
			2	H17	—	

分類	基準の内容	条	項	創設年度	直近改正年度		
④その他	他の社会福祉施設を併せて設置するときの基準	8		S54	-		
	入所した者を平等に取り扱う原則	9		S23	-		
	衛生管理等	児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	10	1	S23	S61	
		児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		2	S23	H15	
		児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、1週間に2回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。		3	S23	S48	
		児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。		4	S23	H15	
	苦情への対応	児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	14の3	1	H12	-	
		乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。		2	H17	-	
		児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		3	H12	-	
		児童福祉施設は、運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。		4	H12	-	
	入所した者及び職員の健康診断	児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	12	1	S23	-	
		児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。		2	H9	-	
		児童相談所等における児童の入所前の健康診断		入所した児童に対する入所時の健康診断			
		児童が通学する学校における健康診断		定期の健康診断又は臨時の健康診断			
児童福祉施設の長は、第1項の健康診断に当たっては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。		3		S54			
第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に報告しなければならない。		4		S23	-		
児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	5	S23	-				
児童福祉施設内部の規程	児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 一 入所する者の援助に関する事項 二 その他施設の管理についての重要事項	13		S23	S54		
児童福祉施設に備える帳簿	児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	14		S23	S61		

(参考) 児童福祉施設最低基準 (昭和23年厚生省令第63号) の根拠規定について

児童福祉法 (昭和22年法律第164号)

第45条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営について
の水準の向上を図ることに努めるものとする。

最低基準等及び措置費における職員配置基準について

1. 乳児院

職種等	最低基準		措置費基準		配置実績(21') (施設数121 (20.10.1))
	乳児10人以上	乳児10人未満	乳児10人以上	乳児10人未満	
医師	小児科の医師又は嘱託医	嘱託医	定員100人未満嘱託医 定員100人以上医師	嘱託医1人	16人(医師)
看護師、保育士、児童指導員	乳児1.7:1(7人以上) (看護師は乳児10人で2人以上、以下10人毎に1人)	7人以上 (看護師1人以上)	乳児1.7:1 (看護師は定員10人で2人以上、以下10人毎に1人)	7人 (看護師1人以上)	
年齢別職員配置			1歳児1.7:1 2歳児2:1 3歳以上児4:1	2歳児2:1 3歳以上児4:1	
加算(保育士)			定員20人以下		47か所 (定員20人以下)
栄養士	配置		1人		136人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	調理員又はこれに代わる者	定員30人未満4人 以下10人毎に1人	1人	371人 (調理員)
個別対応職員			対象児童8人以上	同左	53人
心理療法担当職員			対象児童及び保護者10人以上		47人
指導員特別加算(非常勤)			定員35人以下	同左	88人 (定員35人以下)
家庭支援専門相談員			職員を配置し家庭復帰支援を実施	同左	123人
家庭支援専門相談員(非常勤を更に加配)			定員40人以上		7人
小規模グループケア担当職員			小規模グループケアを設置している場合	同左	46人
基幹的職員			研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	同左	—
施設長			1人	1人	110人
事務員			定員100人未満1人 定員100人以上2人		471人

2. 児童養護施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数569(20.10.1))
嘱託医	配置	1人	
児童指導員、保育士	3未2:1 3歳以上4:1 少年6:1	同左	
職業指導員	職業指導を行う場合	同左	52人
乳児加算(看護師)		乳児1.7:1	70人
看護師加算		対象児童15人以上	
小規模施設加算 (児童指導員、保育士)		定員45人以下	169か所(定員45人以下)
栄養士	児童41人以上	同左	540人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	定員90人未満4人 以下30人毎に1人加算	2,045人(調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	558人
心理療法担当職員		対象児童10人以上	469人
指導員特別加算(非常勤)		定員35人以下	100か所(定員35人以下)
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	564人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	403人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人。定員30人未満の場合は児童指導員が兼務	549人
事務員		定員150人未満1人 定員150人以上2人	791人

3. 情緒障害児短期治療施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数32(20.10.1))
医師	配置(精神科又は小児科)	1人	17人
心理療法を担当する職員	10:1	同左	148人
児童指導員、保育士	5:1	同左	
看護師	配置	1人	29人
栄養士	配置	定員41人以上	27人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	4人	86人(調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	30人
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	29人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	8人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人	31人
事務員		1人	42人

4. 児童自立支援施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数58(20.10.1))
医師	嘱託医及び精神科医(嘱託可)	嘱託医2人	10人(医師)
児童自立支援専門員 児童生活支援員	5:1	同左	
職業指導員	職業指導を行う場合	同左	7人
栄養士	児童41人以上	同左	39人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	定員90人未満4人 以下30人毎に1人	164人(調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	37人
心理療法担当職員		対象児童10人以上	20人
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	39人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	1人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人	58人
事務員		定員150人未満1人 定員150人以上2人	160人

5. 母子生活支援施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数270(20.10.1))
嘱託医	配置	1人	24人(医師)
母子指導員	配置	20世帯未満1人 20世帯以上2人	595人
少年指導員(兼事務員)	配置	20世帯未満1人 20世帯以上2人	
保育士		保育所に準ずる設備のある場合 30:1(最低1人)	201人
調理員(等)	調理員又はこれに代わる者 (全部委託の場合を除く)	1人	53人(調理員)
保育機能強化加算		継続して5名以上の児童、専用の保育室等	
個別対応職員		職員が置かれている場合	117人
心理療法担当職員		対象母又は児童10人以上	49人
特別生活指導費加算 (非常勤母子指導員)		対象児童4人以上	103人
定員40世帯以上の母子指導員 又は少年指導員加算(非常勤)		定員40世帯以上	18か所(定員40世帯以上)
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた 場合、格付けアップ	—
施設長		1人	252人

6. 自立援助ホーム

職種等	運営基準	措置費基準	配置実績 (か所数59(21年度))
指導員	入所者6人以下の場合是指導員 3人以上(2人を除き、補助員 にできる) 6人を超えた場合は、3:1の 割合で指導員を増加(合計-1 人を除き、補助員にできる)	入所者7人未満2人 入所者7人以上3人とし、以降 3人増える毎に1人を加算	191人 (H20.12.1) ※全国自立援助ホーム連絡協議会調べ
補助員		1人	

7. ファミリーホーム

職種等	運営基準	措置費基準	配置実績(21') (か所数53(22.2.1))
指導員	養育者3人以上(1人を除き、 補助員にできる)	1人	—
補助員		2人	—

福祉施設の居室面積・定員

資料2-4

児童福祉施設等

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
乳児院	1.65以上 (1室9.91以上)	—
母子生活支援施設	概ね3.3以上	1世帯1室以上
保育所	乳児室 1.65以上 ほふく室 3.3以上 保育室・遊戯室 1.98以上 屋外遊戯場3.3以上	—
児童養護施設	3.3以上	15人以下
情緒障害児短期治療施設	3.3以上	5人以下
児童自立支援施設	3.3以上	15人以下
自立援助ホーム	3.3以上	概ね2人以下
家庭的保育事業	9.9以上(3人まで。3人を超える場合は1人につき3.3m ² 追加)	—
〈障害児施設〉		
知的障害児施設	3.3以上	15人以下
第一種自閉症児施設	4.27以上 (病院の規定適用)	—
第二種自閉症児施設	3.3以上	15人以下
知的障害児通園施設	指導室 2.47以上	10人以下
盲ろうあ児施設	3.3以上	15人以下
肢体不自由児施設	4.27以上 (病院の規定適用)	—
重症心身障害児施設	4.27以上 (病院の規定適用)	—

障害者施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
障害者支援施設	9.9以上	4人以下
福祉ホーム	9.9以上	原則1人

老人福祉施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
養護老人ホーム	10.65以上	原則1人
特別養護老人ホーム	10.65以上	4人以下
ユニット型特養	13.2以上を標準	原則1人
軽費老人ホーム	14.85以上	原則1人
介護老人保健施設	8以上	4人以下
ユニット型老健	13.2以上を標準	原則1人

生活保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
救護施設	3.3以上	原則4人
更生施設	3.3以上	原則4人
宿所提供施設	3.3以上	1世帯1室

婦人保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
婦人保護施設	3.3以上	原則4人

最低基準における居室面積(1人当たり)の改正経緯

	S23	S36	H10
乳児院	1.65m ²		
児童養護施設	2.47m ²		3.3m ²
情緒障害児短期治療施設		2.47m ²	3.3m ²
児童自立支援施設	2.47m ²		3.3m ²
母子生活支援施設	2.47m ²		3.3m ²

(参考)

- ・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3.3m²/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。
- ・なお、現在の居室面積は、養護老人ホームにおいては10.65m²/人以上、障害者支援施設においては9.9m²/人以上となっている。

1. 乳児院

居室面積・定員の分布

資料2-6

〈居室面積〉

○ 寝室(定員10人未満の施設においては養育専用室。以下同じ。)の面積は、乳児1人につき1.65㎡以上とされている。

○ 3.3㎡/人未満の寝室は40%、建築年度が平成16年度以降の棟で3.3㎡/人未満の寝室は24%となっている。

図1: 1人当たり寝室面積の分布 (n=228)

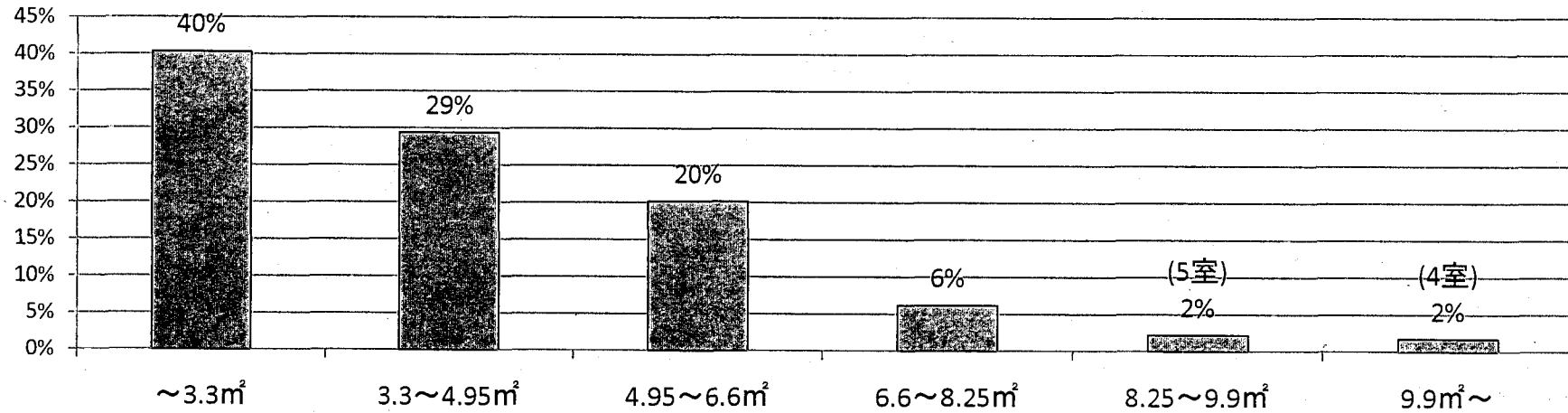
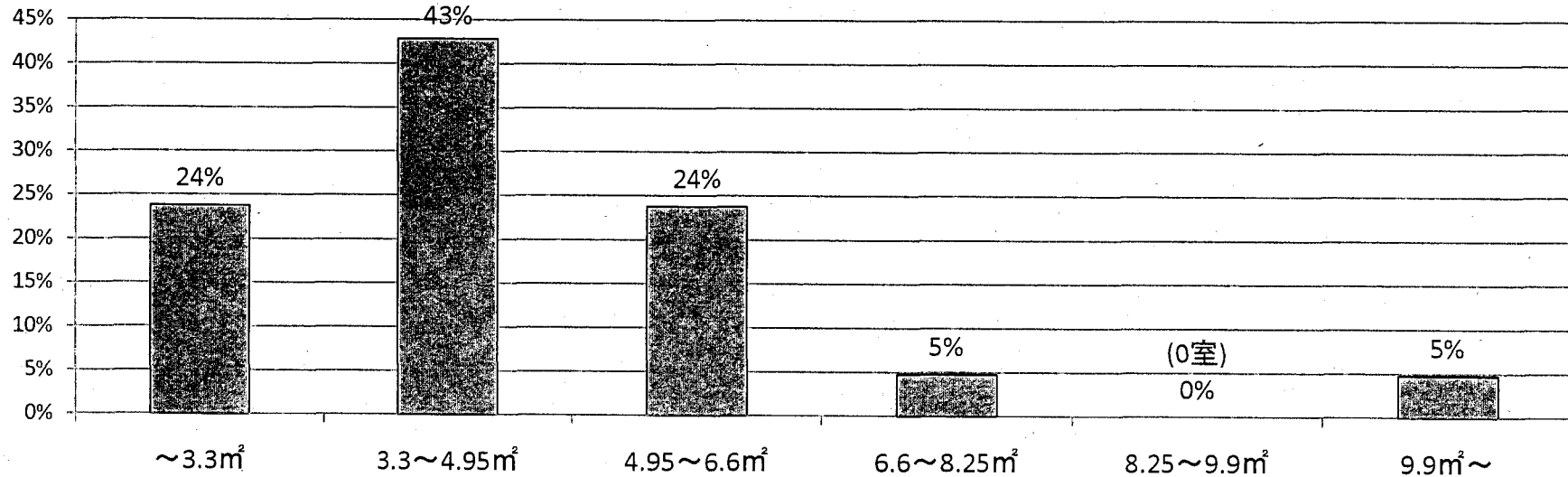


図2: 1人当たり寝室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=21)



〈居室定員〉

○ 寝室等の定員についての定めはない。

○ なお、9～10人の定員の寝室等が最も多くなっており、建築年度が平成16年度以降の棟で見ても同様となっている。

図3: 寝室定員の分布 (n=228)

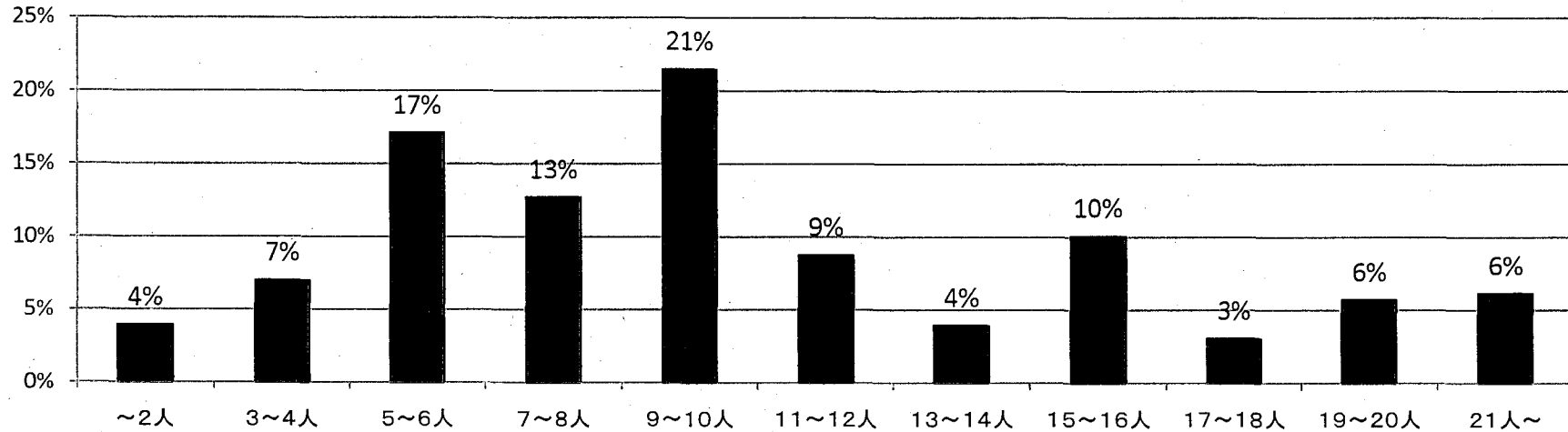
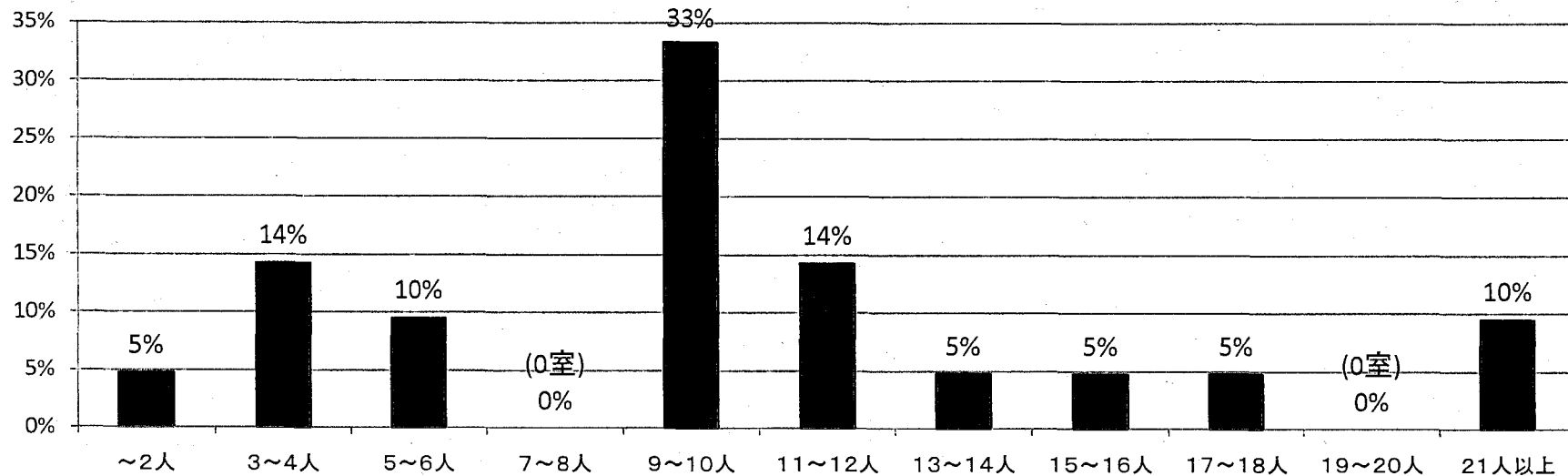


図4: 寝室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=21)



2. 児童養護施設

〈居室面積〉

○ 居室の面積は、児童1人につき3.3㎡以上とされている。

○ 4.95㎡/人未満の居室は29%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は13%となっている。

図5: 1人当たり居室面積の分布 (n=7425)

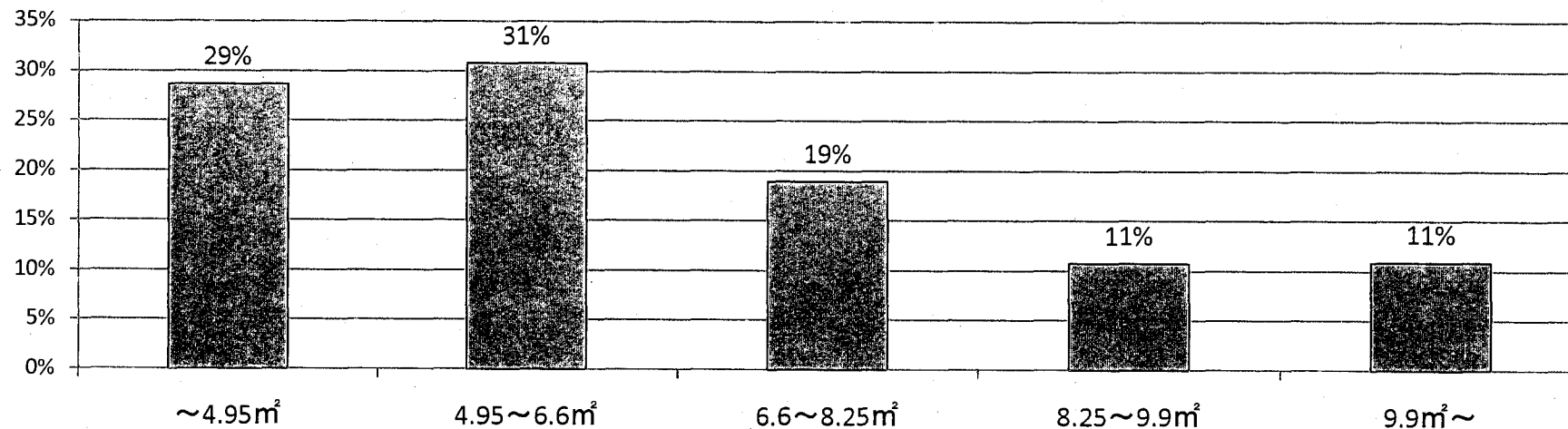
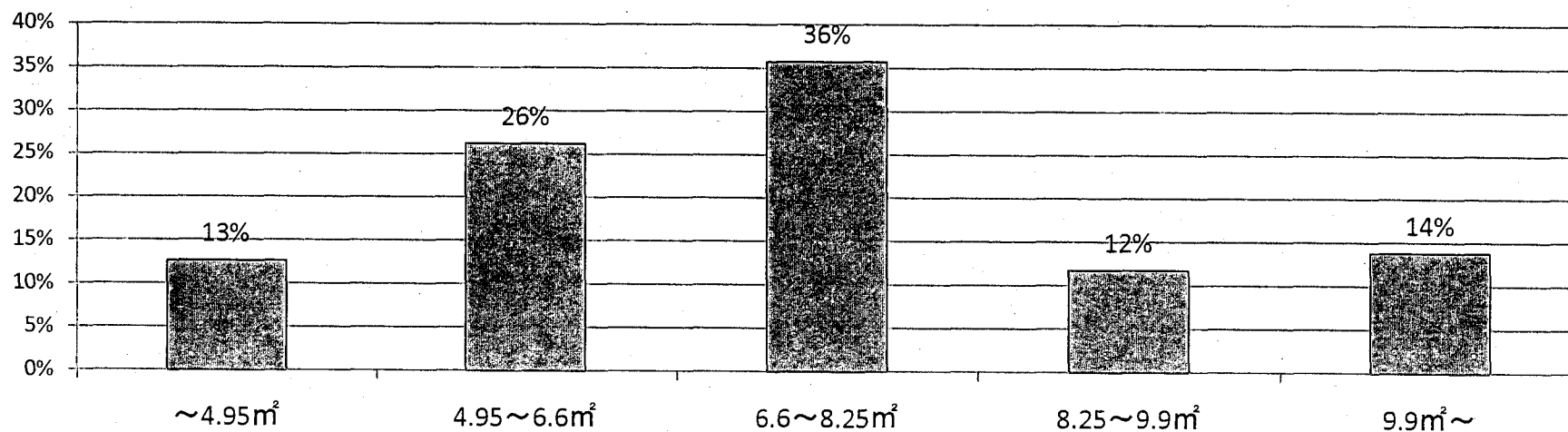


図6: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=1109)



○ 建築年度が平成16年度以降の棟のうち、0～6歳の居室で4.95㎡/人未満のものは47%、0～6歳と7歳以上混合の居室で4.95㎡/人未満のものは47%、7歳以上の居室で4.95㎡/人未満のものは10%となっている。

図7: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳)(n=60)

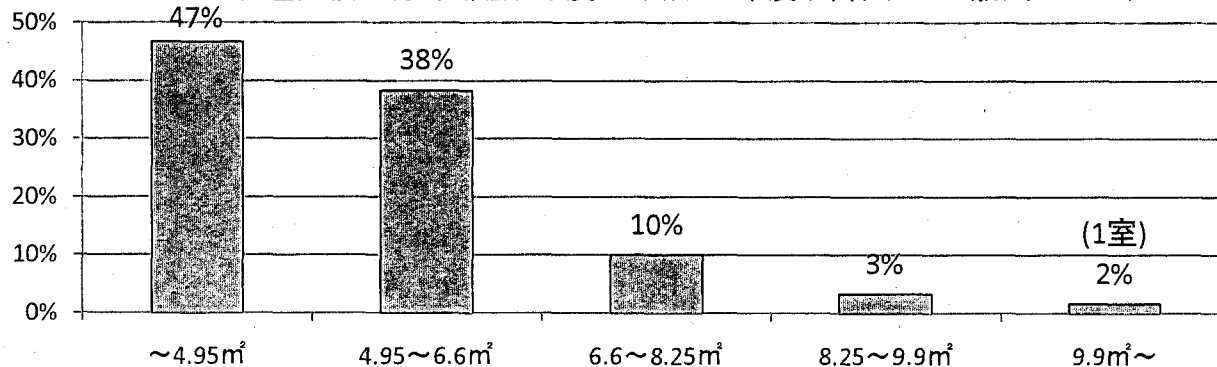


図8: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳と7歳以上混合)(n=38)

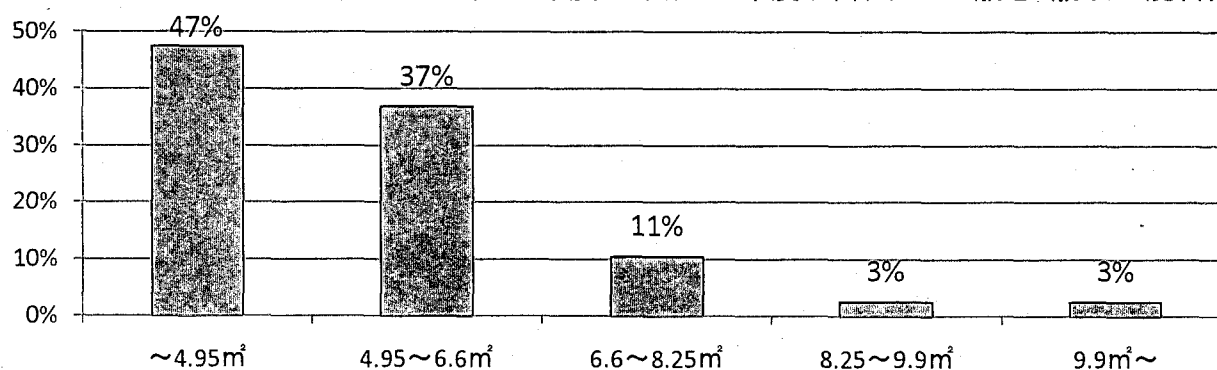
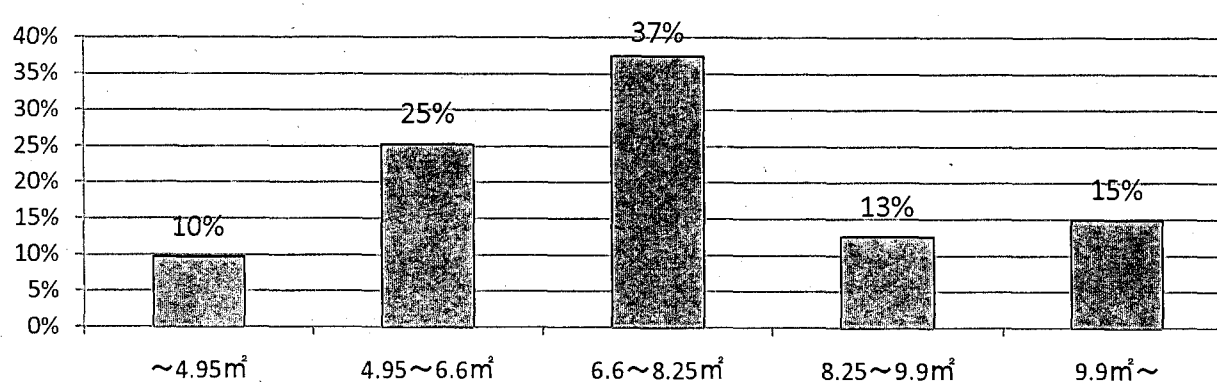


図9: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(7歳以上)(n=937)



〈居室定員〉

○ 居室の定員は、15人以下とされている。

○ 4人以下の居室は86%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は96%となっている。

図10:居室定員の分布 (n=7425)

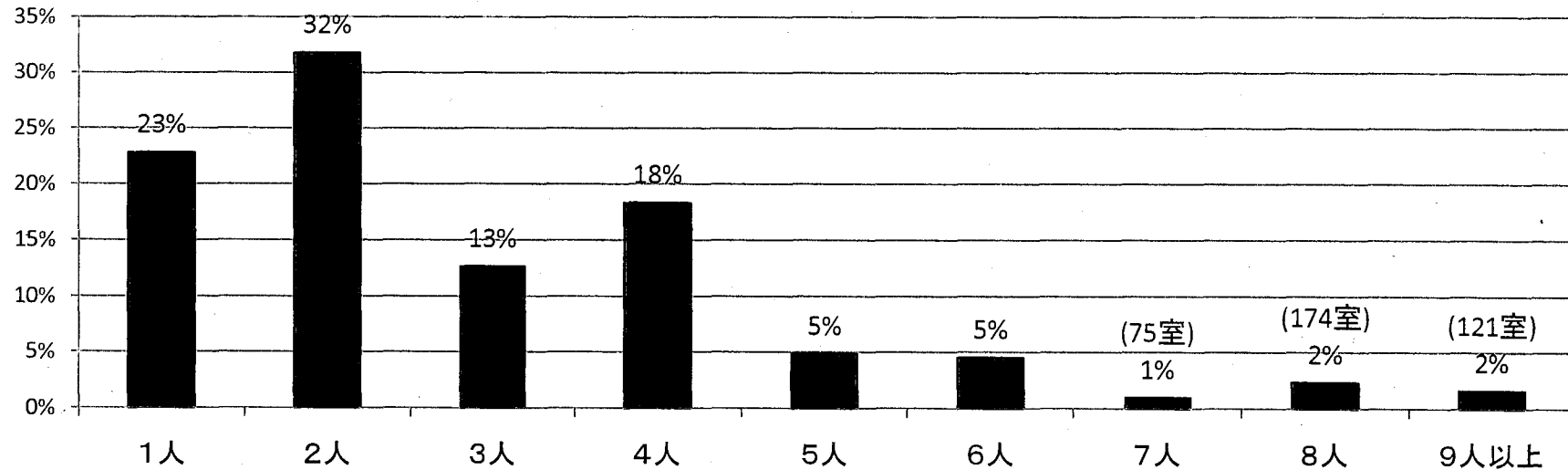
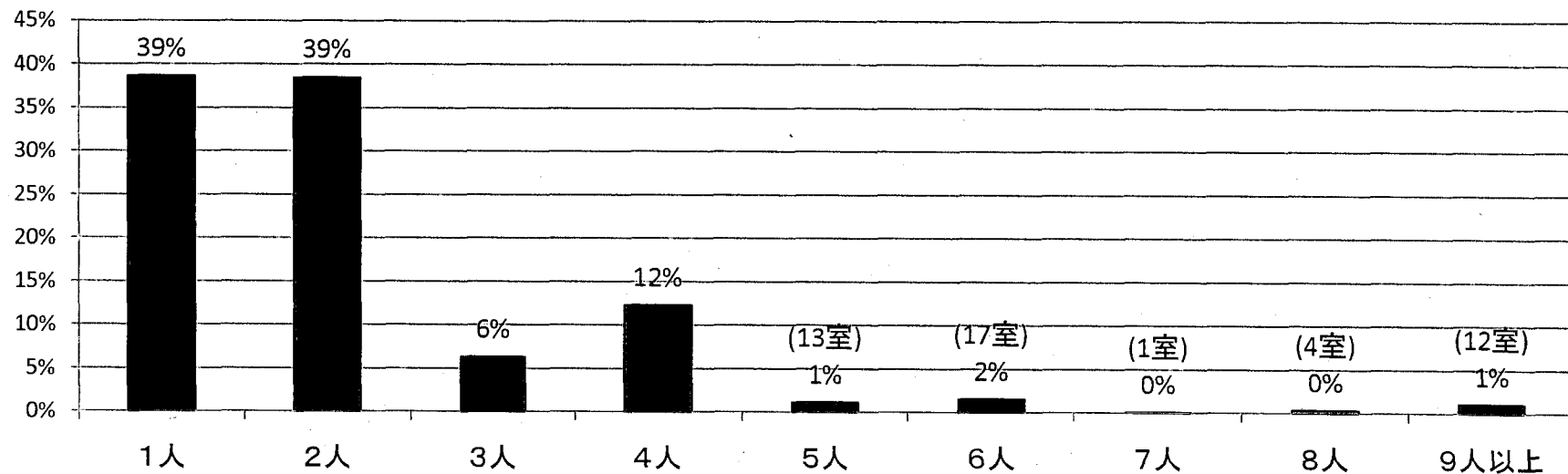


図11:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=1109)



○ 建築年度が平成16年度以降の棟のうち、0～6歳の居室で4人以下のものは53%、0～6歳と7歳以上混合の居室で4人以下のものは92%、7歳以上の居室で4人以下のものは98%となっている。

図12:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳)(n=60)

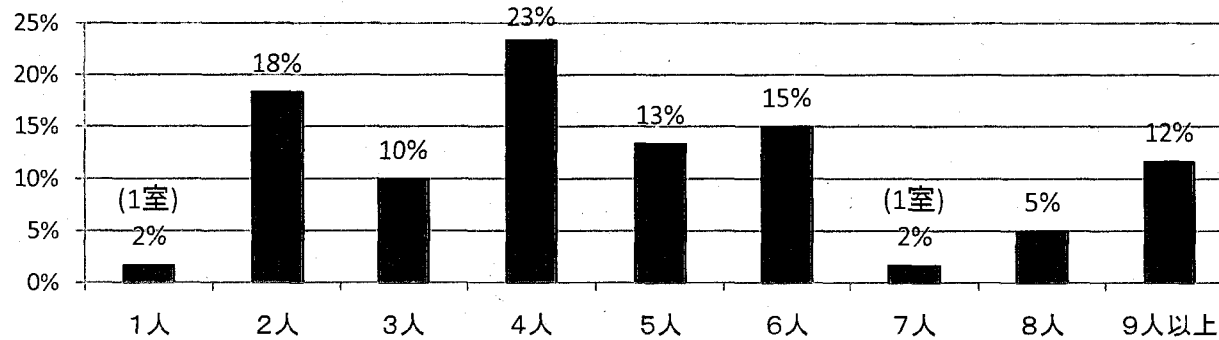


図13:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳と7歳以上混合)(n=38)

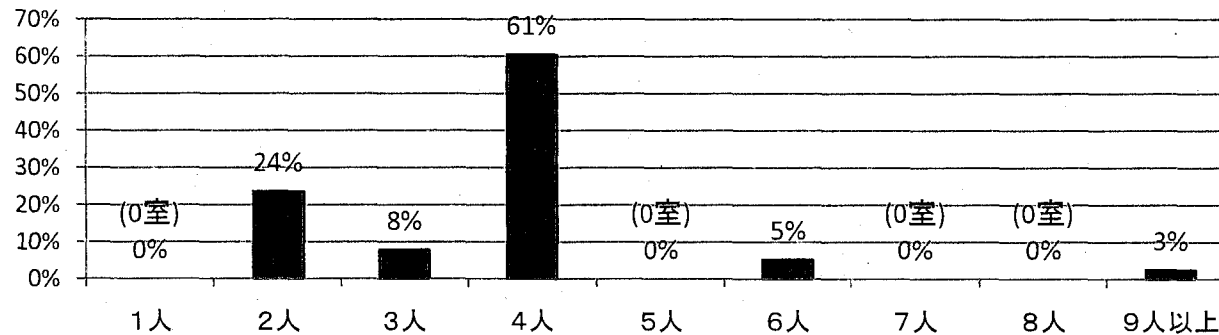
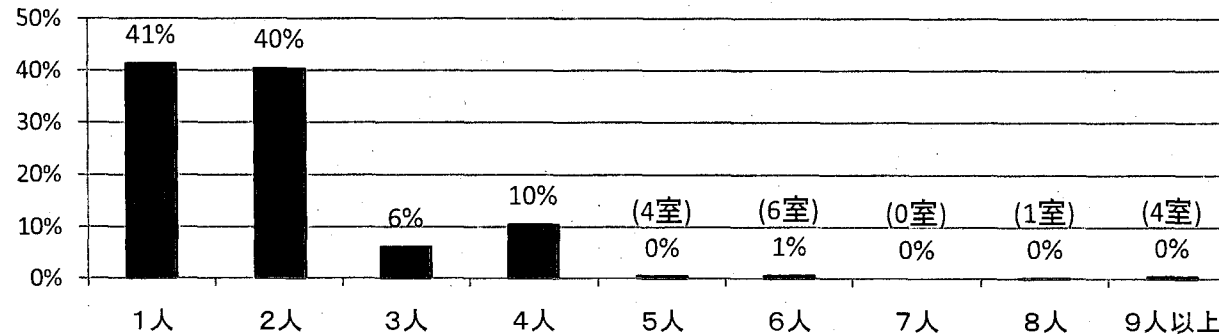


図14:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(7歳以上)(n=937)



3. 情緒障害児短期治療施設

〈居室面積〉

○ 居室の面積は、児童1人につき3.3㎡以上とされている。

○ 4.95㎡/人未満の居室は8%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は0%となっている。

図15: 1人当たり居室面積の分布 (n=350)

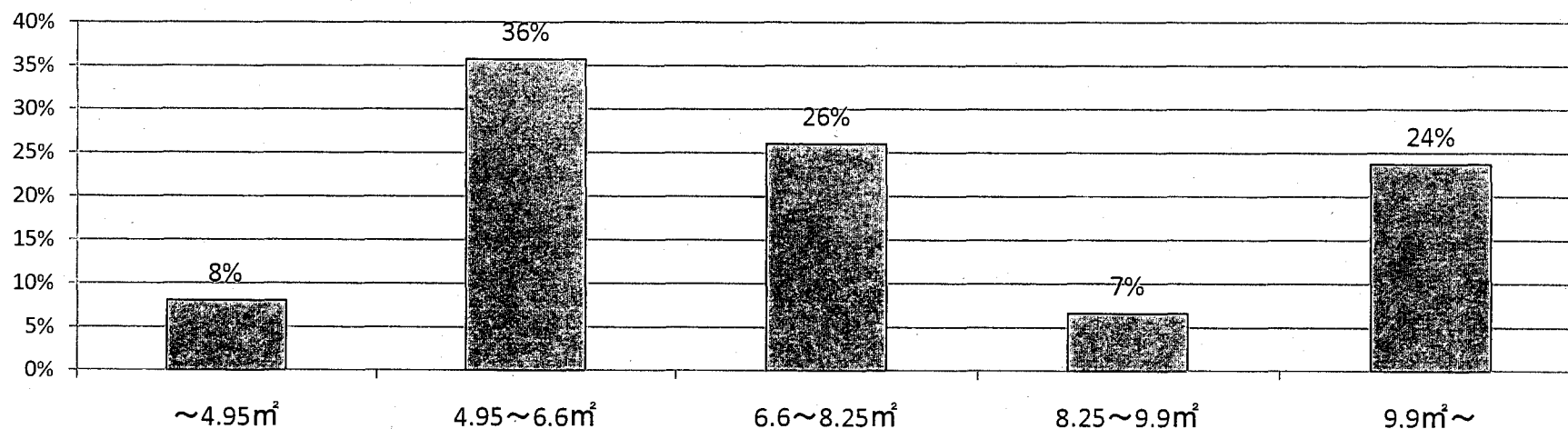
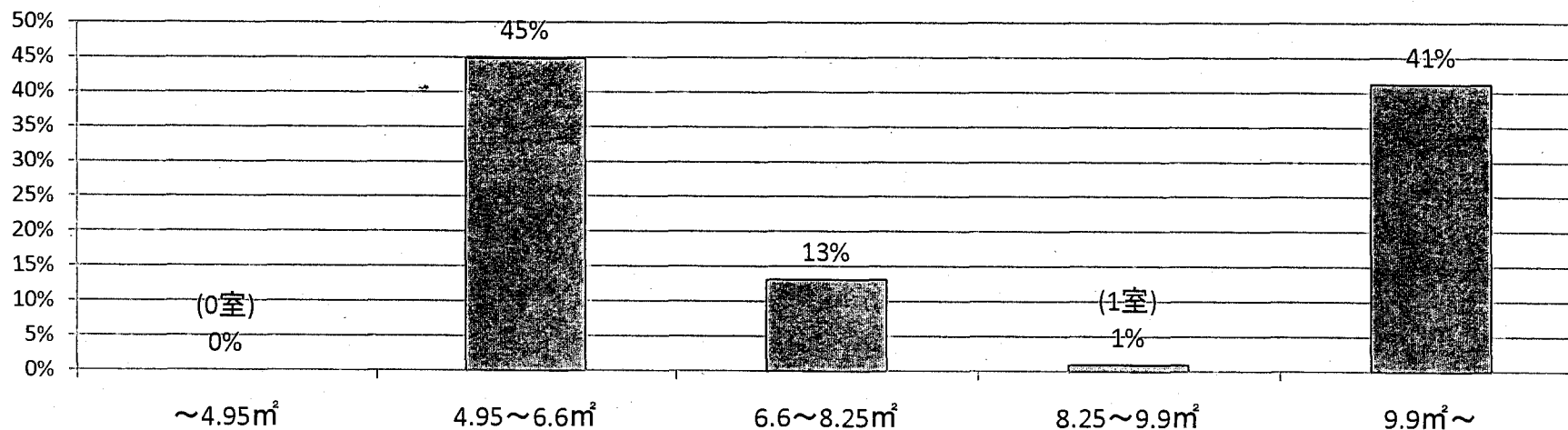


図16: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降) (n=107)



〈居室定員〉

○ 居室の定員は、5人以下とされている。

○ 4人以下の居室は99%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は100%となっている。

図17:居室定員の分布 (n=350)

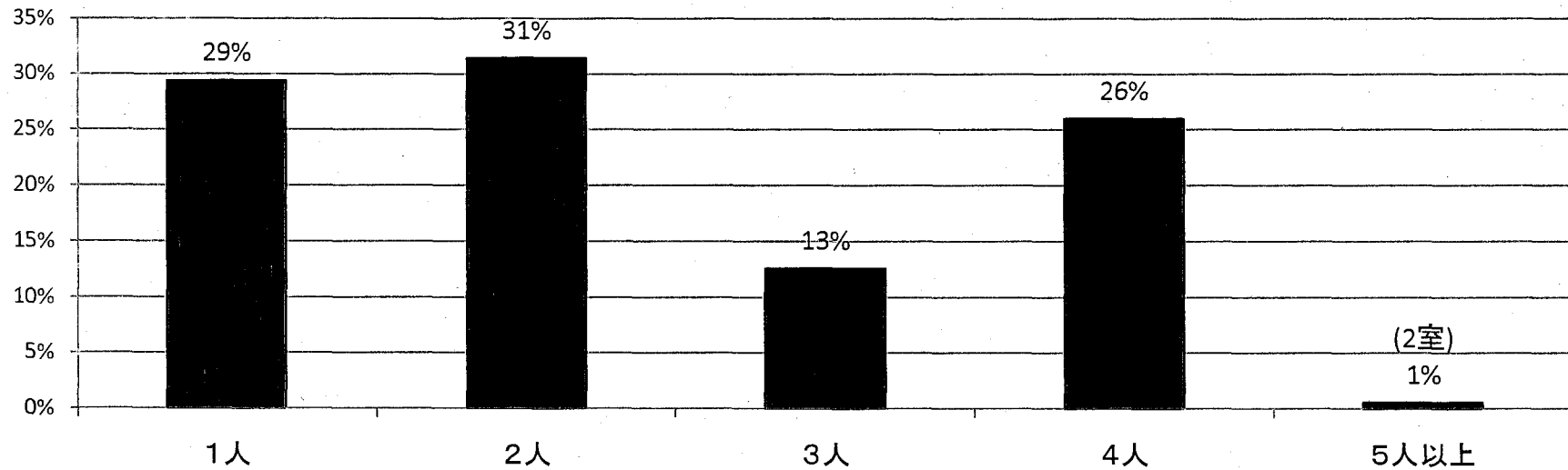
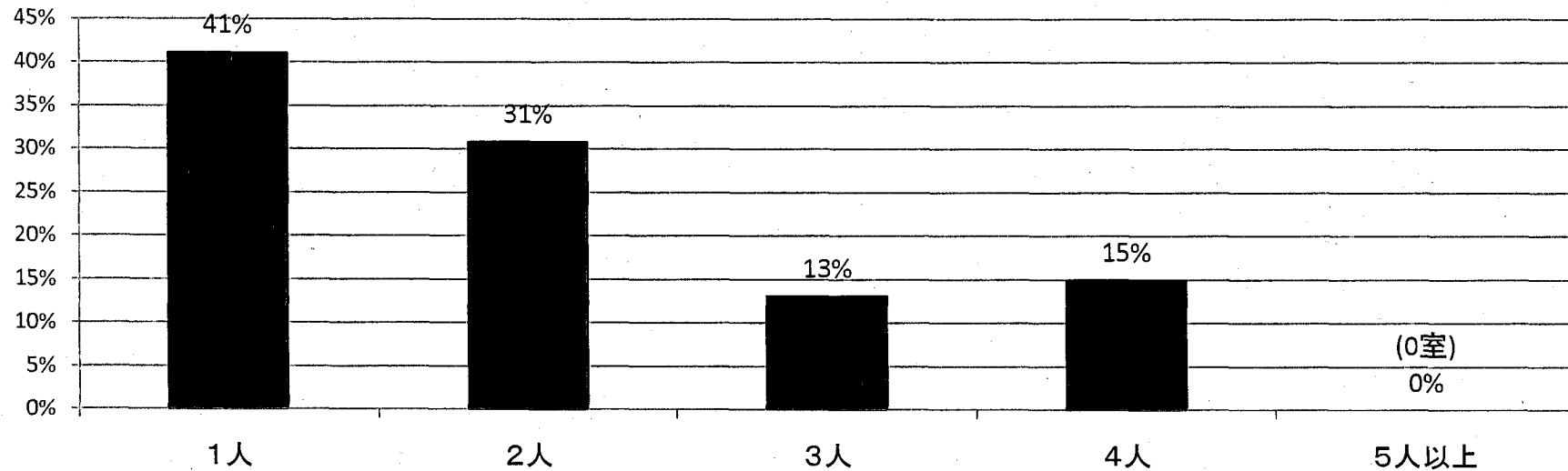


図18:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=107)



4. 児童自立支援施設

〈居室面積〉

○ 居室の面積は、児童1人につき3.3㎡以上とされている。

○ 4.95㎡/人未満の居室は28%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は5%となっている。

図19:1人当たり居室面積の分布 (n=560)

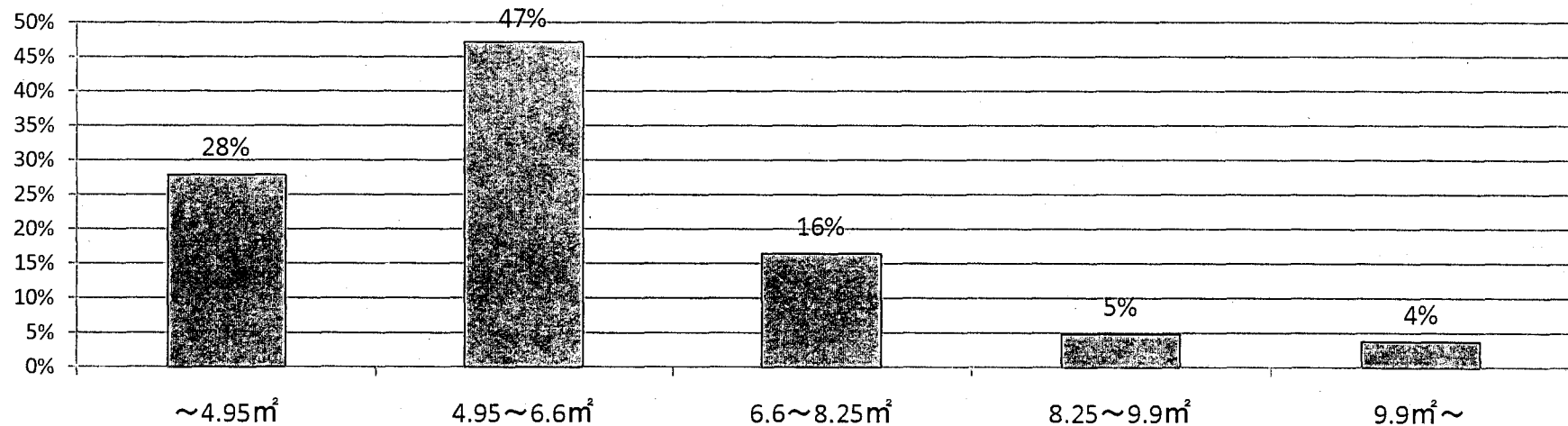
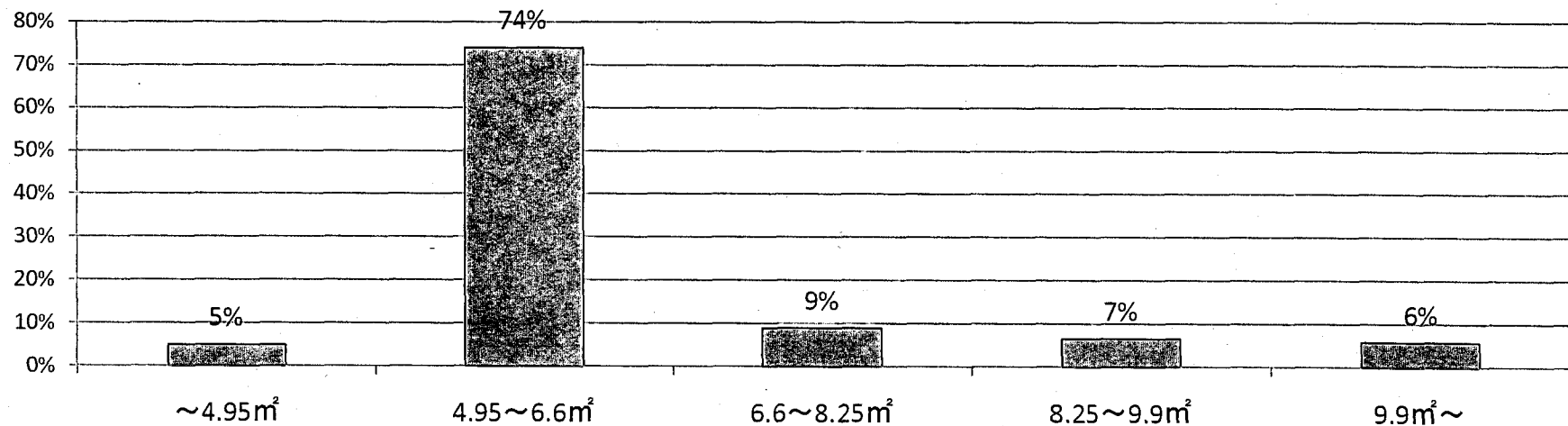


図20:1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=123)



〈居室定員〉

○ 居室の定員は、15人以下とされている。

○ 4人以下の居室は82%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は98%となっている。

図21:居室定員の分布 (n=560)

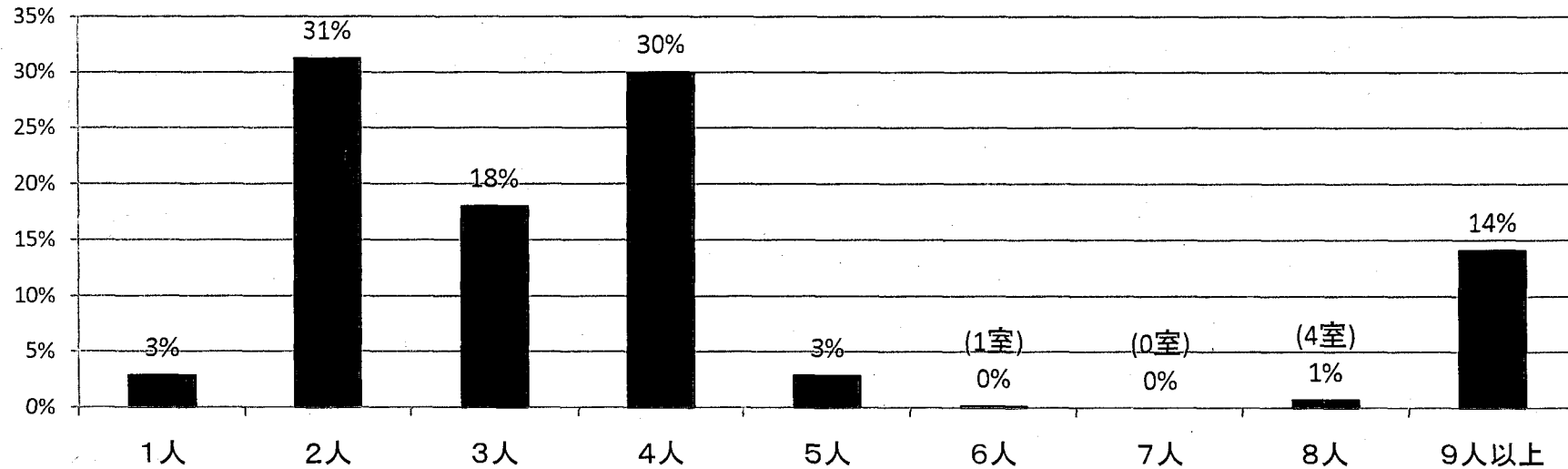
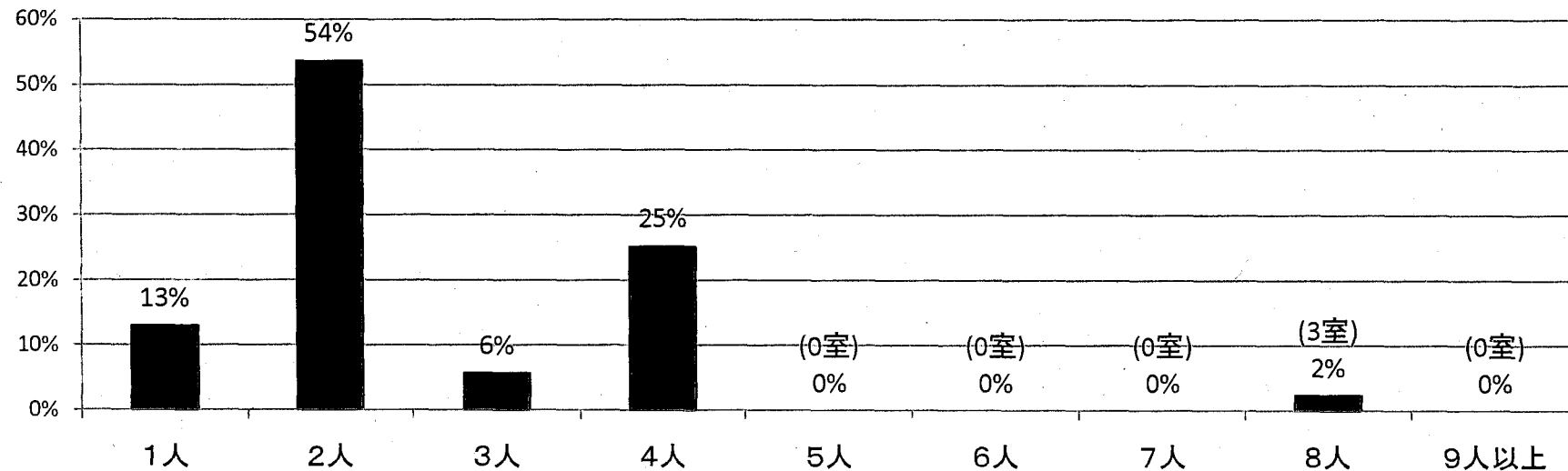


図22:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=123)



5. 母子生活支援施設

〈居室面積〉

○ 母子室の面積は、概ね1人につき3.3㎡以上とされている。

○ 4.95㎡/人未満の居室は26%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は0%となっている。(注)居室面積には、居室内の専用部分(トイレ、浴室等)は含まれない。

図23:1人当たり居室面積の分布 (n=1504)

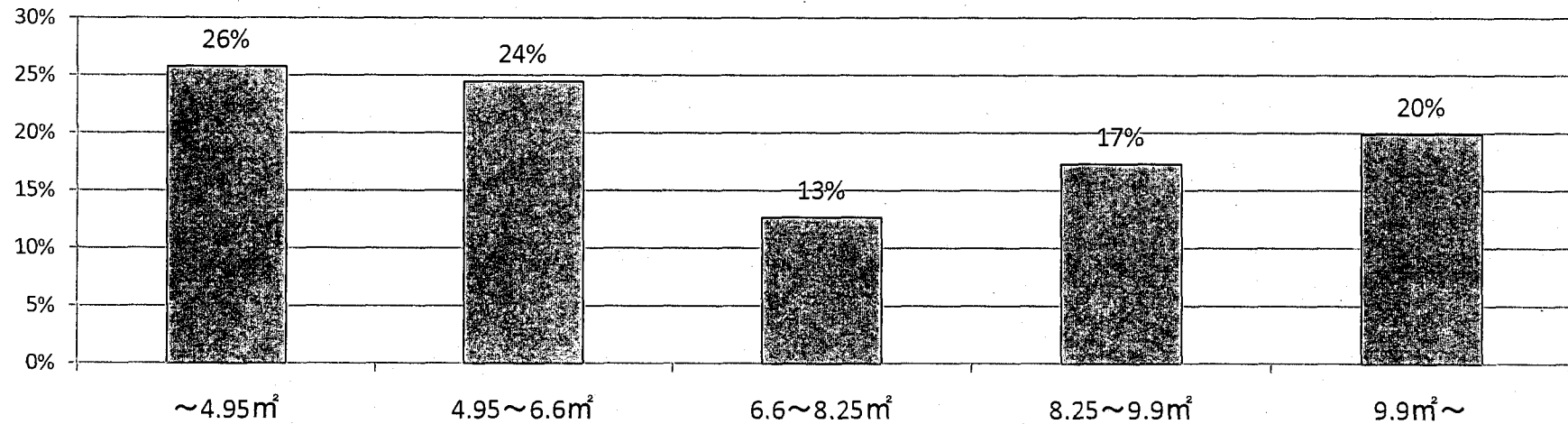
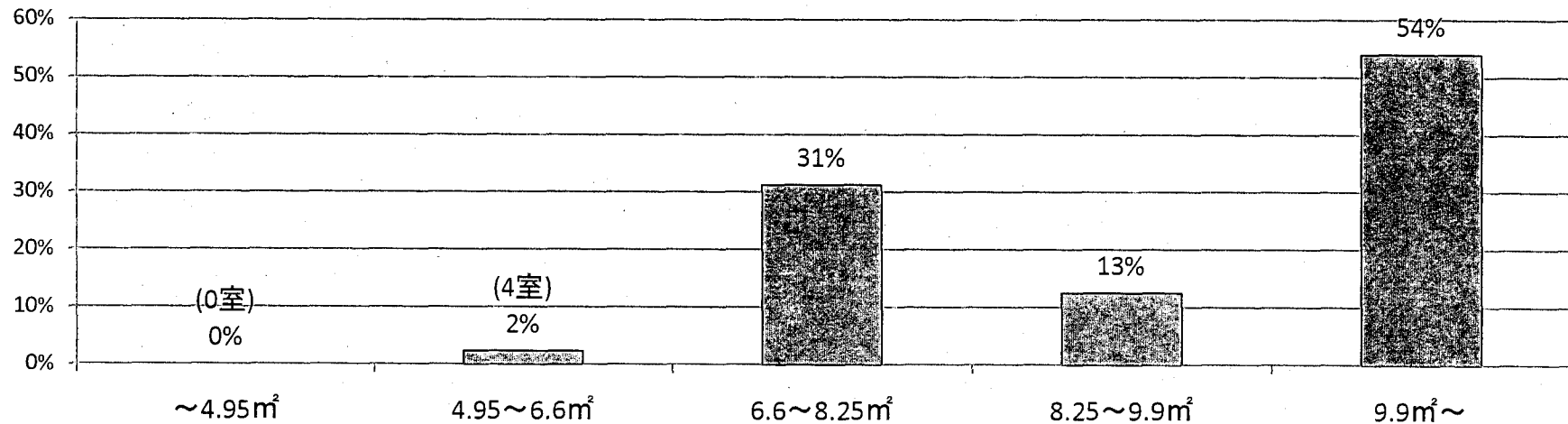


図24:1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=176)



〈居室定員〉

○ 母子室の定員についての定めはない。(ただし、1世帯につき1室以上とされている。)

○ なお、3人の定員の居室が最も多くなっており、建築年度が平成16年度以降の棟で見ても同様となっている。

図25:居室定員の分布 (n=1504)

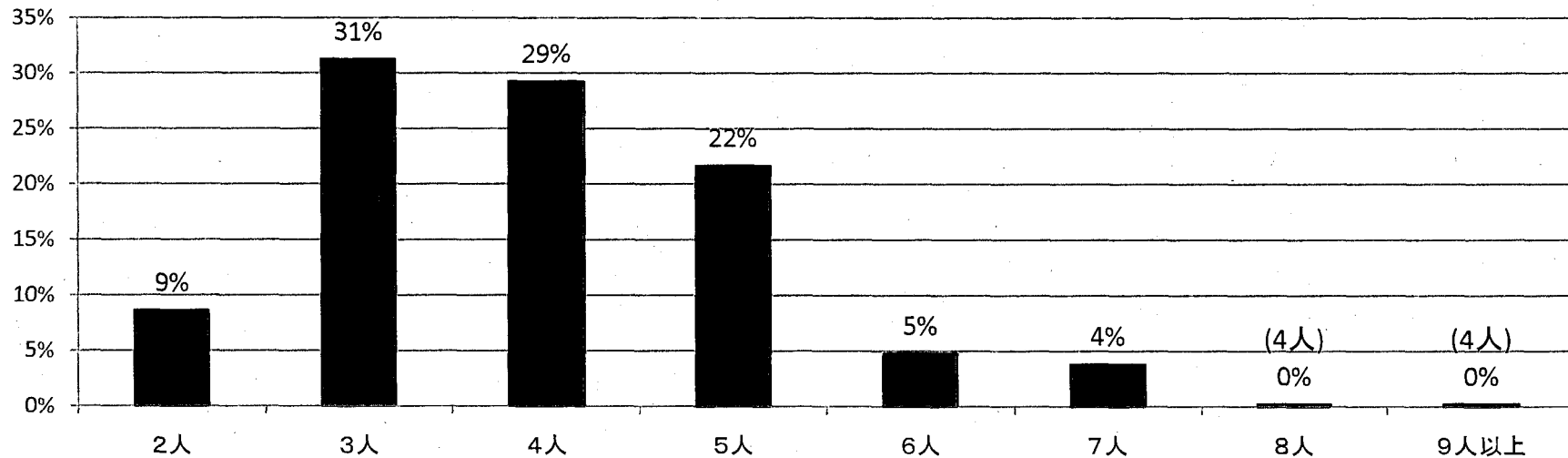
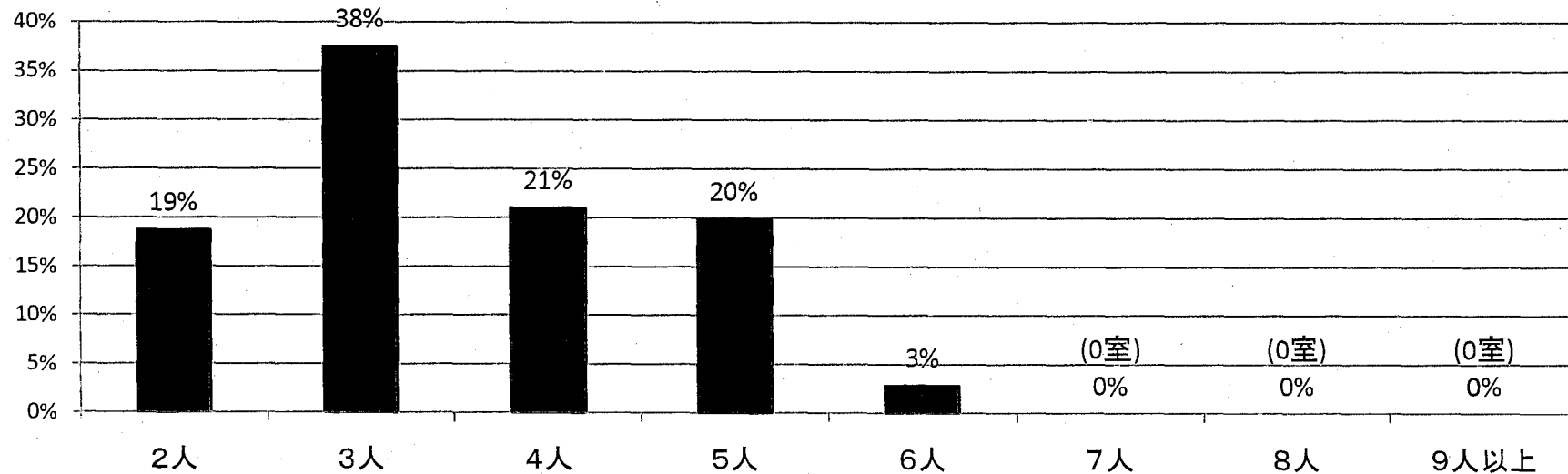


図26:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=176)



住生活基本計画における居住面積水準

資料2-7

○住生活基本計画における「居住面積水準」

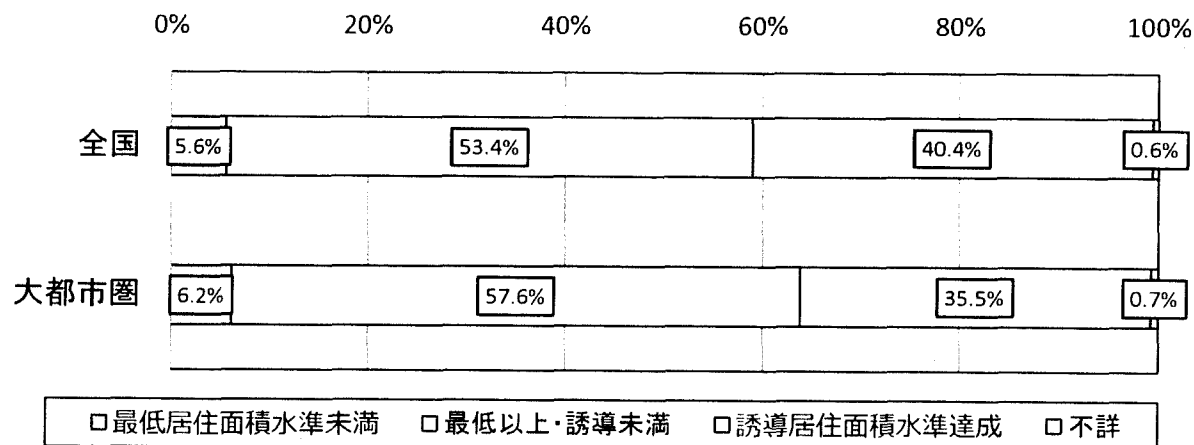
	概要	算定式	子どもに係る世帯人数の換算	世帯人数別の面積(例)(単位:㎡)				
				単身	2人	3人	4人	
最低居住面積水準	世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基本として必要不可欠な住宅の面積に関する水準	①単身者:25㎡ ②2人以上の世帯:10㎡×世帯人数+10㎡	3歳未満 0.25人	25	30 【30】	40 【35】	50 【45】	
誘導居住面積水準	世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する水準	[都市居住型] 都心とその周辺での共同住宅居住を想定	①単身者:40㎡ ②2人以上の世帯:20㎡×世帯人数+15㎡	3歳以上 6歳未満 0.5人	40	55 【55】	75 【65】	95 【85】
		[一般型] 郊外や都市部以外での戸建住宅居住を想定	①単身者:55㎡ ②2人以上の世帯:25㎡×世帯人数+25㎡	6歳以上 10歳未満 0.75人	55	75 【75】	100 【87.5】	125 【112.5】

(注1) 子どもに係る世帯人数の換算により、世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする

(注2) 世帯人数が4人を超える場合は、5%控除される

【 】内は、3～5歳児が1名いる場合

○子育て世帯の居住面積水準達成状況(平成20年)



(資料) 平成20年 住宅・土地統計調査〔総務省〕

(注1) 居住面積水準状況は、住生活基本計画によるもの

(注2) 「子育て世帯」とは、「家計を主に支える者」「その配偶者」以外に18歳未満の者がいる世帯

○「最低居住面積水準」の例

居住 人数	機能スペース(m ²)									動線空間 (m ²) 最小 ~最大	補正前 計(内法) (m ²)	専用面積(壁芯)	
	就寝・ 学習等	食事・ 団らん	調理	排泄	入浴	洗濯	出入 等	収納	小計			壁芯補正 後(m ²)	採用値 (m ²)
1人	5.0	2.5	2.7	1.8	2.3	0.9	1.3	2.0	18.5	3.3 ~4.3	21.8 ~22.8	23.8 ~24.9	25
2人	10.0	2.5	2.7	1.8	2.3	0.9	1.3	2.8	24.3	4.8 ~6.0	29.1 ~30.3	31.4 ~32.7	30
3人	15.0	3.1	3.2	1.8	2.3	0.9	1.5	3.6	31.4	6.7 ~8.0	38.1 ~39.4	40.8 ~42.2	40

1人当たりの面積(a)	子どもの年齢	世帯人数換算率(b)	子ども分の面積(a×b)
5.0	0~2歳	0.25	1.25
	3~5歳	0.5	2.5
	6~9歳	0.75	3.75
	10歳~	1.0	5.0

○「誘導居住面積水準(都市型)」の例

居住 人数	機能スペース(m ²)									動線空間 (m ²) 最小 ~最大	補正前 計(内法) (m ²)	専用面積(壁芯)	
	就寝・ 学習等	食事・ 団らん	調理	排泄	入浴	洗濯	出入 等	収納	小計			壁芯補正 後(m ²)	採用値 (m ²)
1人	8.1	7.8	3.1	2.0	2.5	1.1	2.5	2.7	29.8	7.0 ~10.0	36.8 ~39.8	39.7 ~43.0	40
2人	16.2	10.0	3.1	2.0	2.5	1.1	3.0	3.9	41.8	10.5 ~15.1	52.3 ~56.9	56.0 ~60.9	55
3人	24.3	12.2	3.8	2.0	2.5	1.1	3.5	5.1	54.5	14.3 ~20.6	68.8 ~75.1	73.6 ~80.4	75

1人当たりの面積(a)	子どもの年齢	世帯人数換算率(b)	子ども分の面積(a×b)
8.1	0~2歳	0.25	2.025
	3~5歳	0.5	4.05
	6~9歳	0.75	6.075
	10歳~	1.0	8.1

子ども・子育て新システムの検討状況について

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
岡崎 トミ子 内閣府特命担当大臣 (少子化対策)
蓮 舫 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)

【構成員】 片山 善博 総務大臣
野田 佳彦 財務大臣
高木 義明 文部科学大臣
細川 律夫 厚生労働大臣
大畠 章宏 経済産業大臣
古川 元久 内閣官房副長官 (衆・政務)

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣 (少子化対策)

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
林 久美子 文部科学大臣政務官
小宮山洋子 厚生労働副大臣
田嶋 要 経済産業大臣政務官
阿久津幸彦 内閣府大臣政務官 (国家戦略担当)

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
内閣府副大臣 (少子化対策)
【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針 (仮称) ワーキングチーム

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

子ども・子育て新システム検討会
議作業グループ基本制度ワーキ
ングチーム第1回会合(平成22
年9月24日)参考4(抜粋)

平成22年6月29日「少子化社会対策会議決定」

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

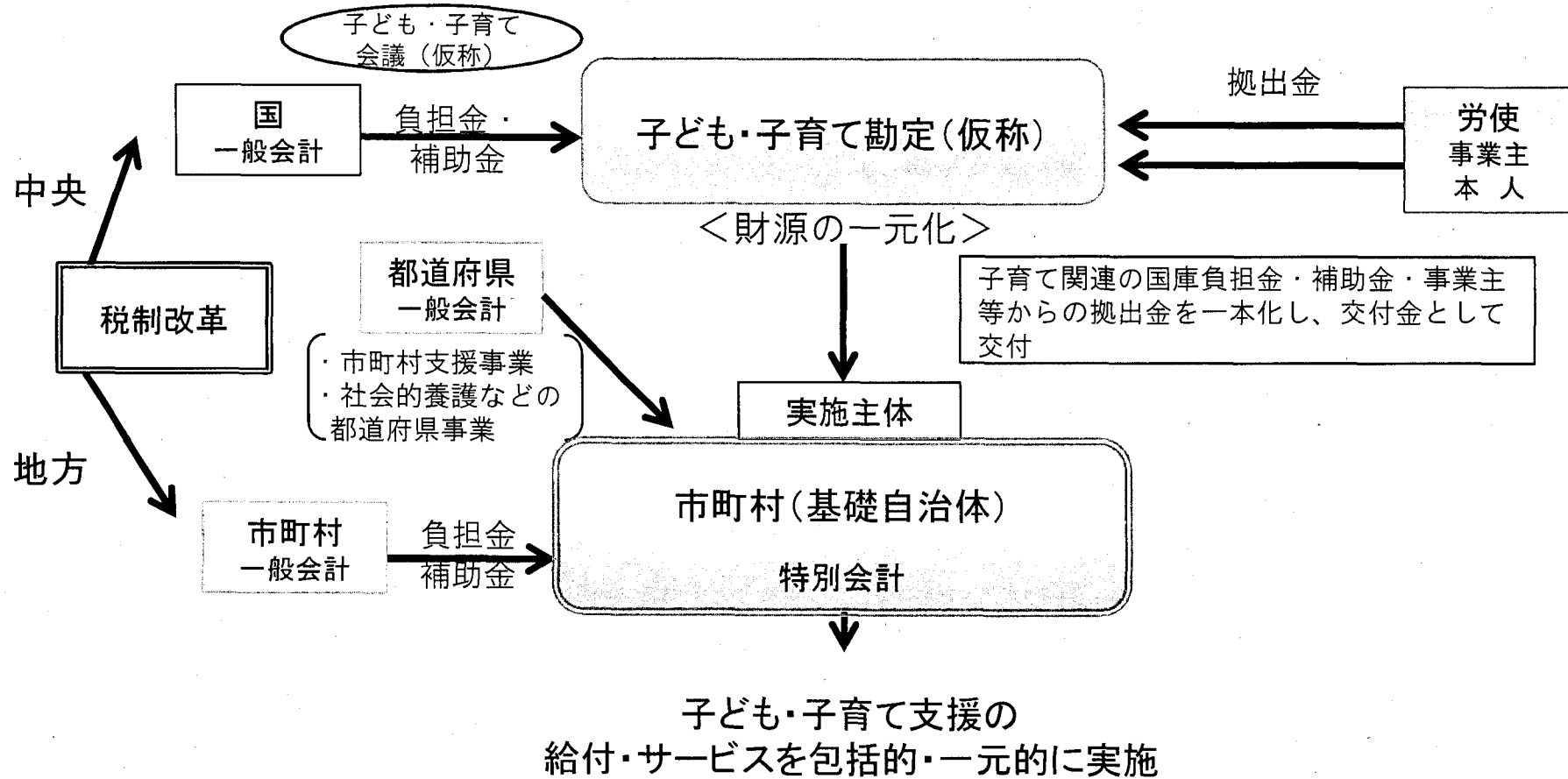
- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携 2

制度設計のイメージ

子ども・子育て新システム検討会
議作業グループ第8回会合(平成
22年10月26日)参考2(抜粋)



給付のイメージ

すべての子ども・子育て 家庭を支援する給付

個人給付

- 現金給付・・・子ども手当
- 現物給付・・・一時預かり、妊婦健診 等

市町村事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館 等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

両立支援・保育・ 幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

幼保一体給付（仮称）

- こども園=幼保一体化
- 多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス 等

放課後児童給付（仮称）

基本設計

…23年通常国会に法案を提出→25年度施行(財源確保しながら、23年度から段階的に実施)

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業(広域調整、情報提供など)を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施(社会的養護など)

○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討

○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討

※ ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討

※ 地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

給付設計

基礎給付（すべての子ども・子育て家庭支援）

個人給付

子ども手当（現金）

子育て支援（現物）
（一時預かり等）

- 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく組み合わせ
- 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
 - ・学校給食費等として学校への支払い
 - ・子育て・教育サービス等の利用券方式

妊婦健診

その他の子育て支援

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
 - …サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

…育児休業中の給付と保育サービスの切れ目ない保障

幼保一体給付（仮称）…こども園（仮称）と多様な保育サービス

こども園＝幼保一体化

- 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
- 給付の一体化…幼保一体給付（仮称）
- 機能の一体化
 - ・こども指針（仮称）の創設（→すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を保障）
 - ・資格の共通化等
- 多様な事業主体の参入

多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス等

放課後児童給付（仮称）

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールフットイング
 - ・施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（抜粋）

VII 都道府県が行う市町村支援事業

- 子ども・子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する。

(参考) 基本制度ワーキングチームにおける各委員提出資料の抜粋

第1回(平成22年9月24日)

中島委員

子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築するにあたり、あらためて、「子どもの貧困」の解消、被虐待児対策や社会的養護の拡充など、福祉機能の充実と底上げをはかるべきである。

山縣委員

新しいシステムについては、社会的養護サービスについても対象としているとのことであるが、メンバー構成をみると、その点が十分に反映していないように見受けられる。社会的養護に関わる在宅福祉サービスはすでに市町村化しており、大きな問題はないかも知れないが、現在、県(指定都市、中核市の一部)で展開されているサービスについては、その方向が定かでない。また、母子生活支援施設のように、町村には展開しきれていないもの、子ども家庭福祉児童相談体制の改革のなかで、設立当初の内容では事業展開がしづらくなってきている、児童家庭支援センターなどの問題もある。

これらについての詳細は、厚生労働省社会保障審議会に設置されている社会的養護専門部会の意見も聞きながら、検討することが現実的でないかと考える。

○ 社会的養護・障害児などの扱い

【主な指摘】

- 社会的養護など、福祉的な給付はセーフティネットとして最も基礎の部分であり、他の財源が一元的に確保されているとしても、すべての子どもや子育てにかかわる親に影響があり得るものなので、新システムの全体像の中にはきちんと書き込むべき。【中島委員（連合）】

【整理の方向性】

- 社会的養護（虐待対応など）の扱いについては、従来からの都道府県の役割（行政の措置による利用、児童相談所の役割）を踏まえて検討。
→ （給付の議論を一通りしたのち）第7回WT（費用負担①）で議論予定
- 障害児の扱いについては、都道府県と市町村の役割分担を第7回WT（費用負担①）で議論予定。新たなこども園（仮称）における受け入れのあり方については基本制度WT・幼保一体化WT双方で議論予定。

※ 全国知事会等からも都道府県の役割について、具体的な提案をいただき議論

社会的養護の仕組みの特徴

【社会的養護の仕組みの特徴】

- 社会的養護は、子どもを守るべき保護者が子どもを守ることが難しい状況になったときに、子どもを公の責任の下で保護する仕組み
- 措置制度により、都道府県等の事業として行われている。また、財源は、措置費(国庫負担2分の1)となっている。
 - ・(予算)児童入所施設措置費等 約813億円(平成22年度)

	乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	母子生活支援施設、助産施設
対象者	要保護児童	児童の福祉に欠ける母子、経済的に困難な妊産婦
利用方式	措置制度 (自立援助ホームは行政への申込決定)	行政への申込決定
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所)	都道府県、市、福祉事務所設置町村(福祉事務所)
財源	措置費(国庫負担2分の1)	措置費(国庫負担2分の1)

〈1〉利用方式… 措置制度等

- ① 社会的養護では、親がいない、親が虐待を行っているなどで、親による利用契約ができない又は不適当な場合等に利用されるため、行政による措置の方式をとっている。
- ② どのような施設等で、どのような保護・支援を受けることが子どもにとって最善か、行政(児童相談所等)が専門的知見に基づいて決定する仕組み。

(注) 次の施設は、利用者の判断が可能のため措置制度ではないが、支援等の観点から行政への申し込み決定の仕組みをとる

・「母子生活支援施設」→ 母子での利用に当たり、子どもに虐待がないかの確認や、DV被害者が遠隔地に避難するための広域利用の調整などで、福祉事務所が関与

・「助産施設」→ 生活困窮者への支援等とともに、福祉事務所が関与

・「自立援助ホーム」→ 児童養護施設等を退所した年長児童等に対し、児童相談所が継続的に支援

〈2〉実施主体… 都道府県、指定都市等(児童相談所)

- ① 社会的養護が必要な子どもは、自分自身のニーズを十分に表現できず、親のニーズと相反する場合もあるという特性があり、児童相談所において、多くの専門職がチームとしてかわり、専門的知見を集約させて総合的に支援方法を決定している。子ども・親双方へのケースワークや両者の関係調整、親が指導に従わない場合の介入、子どもの発達に応じた定期的フォローも実施。
- ② 施設等の数が少なく、施設等が都道府県等の単位で広域的に利用されている。
- ③ 対象の子ども・家庭が少なく(人口1万人当たり措置児童数は3.2人。年間新規は0.9人)、都道府県等の単位で広域的に対応している。これにより、ノウハウの蓄積も可能となっている。

(注) 「母子生活支援施設」「助産施設」については、生活保護の受給や就労支援など、福祉事務所が有する専門的ケースワークと連携するため、市や福祉事務所設置町村でも実施している。

〈3〉財政方式… 措置費等(国庫負担2分の1)

- 公的責任において一定水準の保護・支援を確保している。

3 子ども・子育て施策の現行の行政計画における社会的養護の位置付け

○ 社会的養護の施策は、子ども・子育て施策に関する現行の国・都道府県の行政計画において、重要な柱の一つとして盛り込まれている。

	少子化社会対策基本法	次世代育成支援対策推進法 (平成26年度までの時限立法)
国	○施策の大綱の策定(第7条) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定) →社会的養護の体制整備の数値目標を記載	○行動計画策定指針の策定(第7条) →都道府県計画・市町村計画の内容について、要保護児童への対応、社会的養護体制の充実について記載
都道府県	—	○都道府県行動計画の策定(第9条) ・平成22～26年度の後期行動計画 →平成20年の法改正で、「保護を要する子どもの養育環境の整備」について計画に盛り込むよう明記され、施策の必要量も記載
市町村	—	○市町村行動計画の策定(第8条) ・平成22～26年度の後期行動計画 →要保護児童対策地域協議会による取り組み等、要保護児童への対応等についても記載

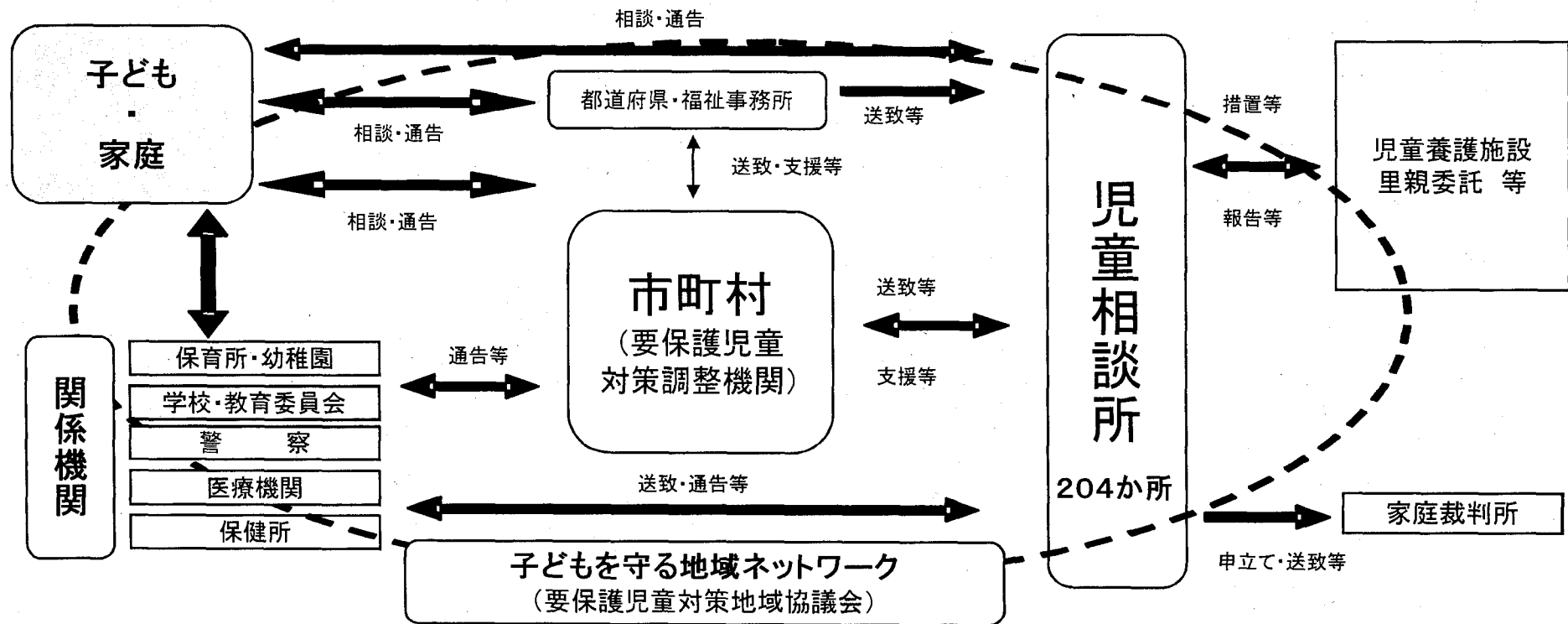
子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)における社会的養護施策に関する数値目標

事業名		現状(平成20年度)	目標(平成26年度)
社会的養護	要保護児童の支援		
	児童養護施設	567か所	610か所
	地域小規模児童養護施設	171か所	300か所
	情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所
	小規模グループケア	446か所	800か所
	里親等委託率	10.4%	16%
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	—	140か所
	養育里親登録者数(専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯
	専門里親登録者数	495世帯	800世帯
	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	54か所	160か所
	地域の家庭の支援		
	児童家庭支援センター	71か所	120か所
ショートステイ	613か所	870か所	

4 社会的養護に関する市町村の施策

(1) 要保護児童対策地域協議会等

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
 - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
 - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
 - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「養育支援訪問事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」等が法定化された。



(2) 子育て短期支援事業

○ 児童養護施設等を利用した一般子育て施策(市町村事業)として、「子育て短期支援事業」が実施されている。

① 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

- ・保護者の疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難になった場合、又は育児不安や育児疲れ等の場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業
- ・市町村への申し込み。平成21年度637か所(交付決定ベース)

② 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

- ・保護者が仕事その他の理由により平日の夜間や休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で預かる事業
- ・市町村への申し込み。平成21年度330か所(交付決定ベース)

(3) 特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所

○ 平成16年の児童虐待防止法改正法に基づき、虐待防止の観点から保育の実施が必要な児童については、保育所入所において優先的に取り扱うこととされている。

※児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

○ 平成14年の母子寡婦福祉法改正法に基づき、母子家庭及び父子家庭についても、保育所入所において優先的に取り扱うこととされている。

※母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)
(保育所への入所に関する特別の配慮)

第28条 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

【社会的養護体制の充実のための取り組み】

- 社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取り組みが進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - ・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡、H10)

⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正及び予算の取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等
 - ⇒当面の課題について、「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で検討

社会的養護の仕組みの特徴

【社会的養護の仕組みの特徴】

- 社会的養護は、子どもを守るべき保護者が子どもを守ることが難しい状況になったときに、子どもを公の責任の下で保護する仕組み
- 措置制度により、都道府県等の事業として行われている。また、財源は、措置費(国庫負担2分の1)となっている。
 - ・(予算)児童入所施設措置費等 約813億円(平成22年度)

	乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	母子生活支援施設、助産施設
対象者	要保護児童	児童の福祉に欠ける母子、経済的に困難な妊産婦
利用方式	措置制度 (自立援助ホームは行政への申込決定)	行政への申込決定
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所)	都道府県、市、福祉事務所設置町村(福祉事務所)
財源	措置費(国庫負担2分の1)	措置費(国庫負担2分の1)

〈1〉利用方式… 措置制度等

- ① 社会的養護では、親がいない、親が虐待を行っているなどで、親による利用契約ができない又は不適當な場合等に利用されるため、行政による措置の方式をとっている。
- ② どのような施設等で、どのような保護・支援を受けることが子どもにとって最善か、行政(児童相談所等)が専門的知見に基づいて決定する仕組み。

(注) 次の施設は、利用者の判断が可能なため措置制度ではないが、支援等の観点から行政への申し込み決定の仕組みをとる

・「母子生活支援施設」→ 母子での利用に当たり、子どもに虐待がないかの確認や、DV被害者が遠隔地に避難するための広域利用の調整などで、福祉事務所が関与

・「助産施設」→ 生活困窮者への支援等とともに、福祉事務所が関与

・「自立援助ホーム」→ 児童養護施設等を退所した年長児童等に対し、児童相談所が継続的に支援

〈2〉実施主体… 都道府県、指定都市等(児童相談所)

- ① 社会的養護が必要な子どもは、自分自身のニーズを十分に表現できず、親のニーズと相反する場合もあるという特性があり、児童相談所において、多くの専門職がチームとしてかわり、専門的知見を集約させて総合的に支援方法を決定している。子ども・親双方へのケースワークや両者の関係調整、親が指導に従わない場合の介入、子どもの発達に応じた定期的フォローも実施。
- ② 施設等の数が少なく、施設等が都道府県等の単位で広域的に利用されている。
- ③ 対象の子ども・家庭が少なく(人口1万人当たり措置児童数は3.2人。年間新規は0.9人)、都道府県等の単位で広域的に対応している。これにより、ノウハウの蓄積も可能となっている。

(注) 「母子生活支援施設」「助産施設」については、生活保護の受給や就労支援など、福祉事務所が有する専門的ケースワークと連携するため、市や福祉事務所設置町村でも実施している。

〈3〉財政方式… 措置費等(国庫負担2分の1)

- 公的責任において一定水準の保護・支援を確保している。

3 子ども・子育て施策の現行の行政計画における社会的養護の位置付け

○ 社会的養護の施策は、子ども・子育て施策に関する現行の国・都道府県の行政計画において、重要な柱の一つとして盛り込まれている。

	少子化社会対策基本法	次世代育成支援対策推進法 (平成26年度までの時限立法)
国	○施策の大綱の策定(第7条) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定) →社会的養護の体制整備の数値目標を記載	○行動計画策定指針の策定(第7条) →都道府県計画・市町村計画の内容について、要保護児童への対応、社会的養護体制の充実について記載
都道府県	—	○都道府県行動計画の策定(第9条) ・平成22～26年度の後期行動計画 →平成20年の法改正で、「保護を要する子どもの養育環境の整備」について計画に盛り込むよう明記され、施策の必要量も記載
市町村	—	○市町村行動計画の策定(第8条) ・平成22～26年度の後期行動計画 →要保護児童対策地域協議会による取り組み等、要保護児童への対応等についても記載

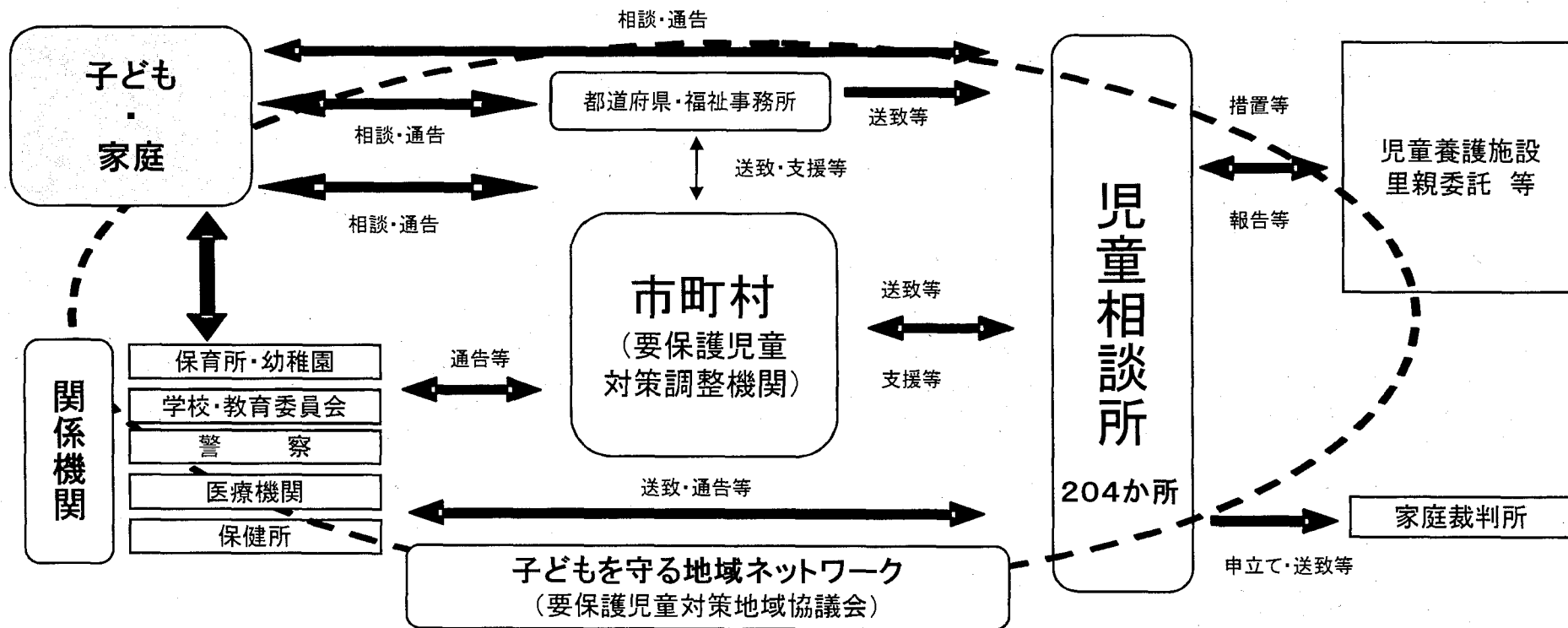
子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)における社会的養護施策に関する数値目標

事業名		現状(平成20年度)	目標(平成26年度)	
社会的養護	要保護児童の支援			
	児童養護施設	567か所	610か所	
	地域小規模児童養護施設	171か所	300か所	
	情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所	
	小規模グループケア	446か所	800か所	
	里親等委託率	10.4%	16%	
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	—	140か所	
	養育里親登録者数(専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯	
	専門里親登録者数	495世帯	800世帯	
	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)		54か所	160か所
	地域の家庭の支援			
	児童家庭支援センター	71か所	120か所	
ショートステイ	613か所	870か所		

4 社会的養護に関する市町村の施策

(1) 要保護児童対策地域協議会等

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
 - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
 - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
 - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「養育支援訪問事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」等が法定化された。



(2) 子育て短期支援事業

○ 児童養護施設等を利用した一般子育て施策(市町村事業)として、「子育て短期支援事業」が実施されている。

① 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

- ・保護者の疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難になった場合、又は育児不安や育児疲れ等の場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業
- ・市町村への申し込み。平成21年度637か所(交付決定ベース)

② 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

- ・保護者が仕事その他の理由により平日の夜間や休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で預かる事業
- ・市町村への申し込み。平成21年度330か所(交付決定ベース)

(3) 特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所

○ 平成16年の児童虐待防止法改正法に基づき、虐待防止の観点から保育の実施が必要な児童については、保育所入所において優先的に取り扱うこととされている。

※児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

○ 平成14年の母子寡婦福祉法改正法に基づき、母子家庭及び父子家庭についても、保育所入所において優先的に取り扱うこととされている。

※母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)
(保育所への入所に関する特別の配慮)

第28条 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

【社会的養護体制の充実のための取り組み】

- 社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取り組みが進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - ・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室 $7.1\text{m}^2 \rightarrow 9.0\text{m}^2$ 、全体 $23.5\text{m}^2 \rightarrow 25.9\text{m}^2$ 、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ($2.47\text{m}^2 \rightarrow 3.3\text{m}^2$ 、H10)

⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正及び予算の取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等
 - ⇒当面の課題について、「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で検討

平成 21 年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況

1. 概要

平成 21 年 4 月に施行された児童福祉法改正により、施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県市等が公表する制度の等が法定化された。(被措置児童虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は別紙の参考 2、参考 3 を参照。)

「被措置児童等虐待」とは、施設職員等が、人所等している児童について、

- ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと
- ④ 著しい心理的外傷を与えること

と定義されている。

今般、全国 47 都道府県、18 指定都市及び 2 児童相談所設置市を対象に、平成 21 年度中に通告・届出があった被措置児童等虐待に関する事例について、その届出・通告等の状況、それに関する調査等の状況についてとりまとめたところ、以下の通りであった。

- 平成 21 年度における全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数の総数は 214 件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 59 件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等のうち多かった種別は、「児童養護施設」が 29 件(49.2%)、「児童自立支援施設」が 9 件(15.2%)であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が 41 件(69.5%)、「心理的虐待」が 7 件(11.9%)、「性的虐待」が 7 件(11.9%)、「ネグレクト」が 4 件(6.7%)であった。
- 虐待を受けた児童の性別は、「男」が 55.8%、「女」が 44.2%であり、就学等の状況は、「小学生」が 42 人(35.0%)、「中学生」が 42 人(35.0%)、「高校生」が 11 人(9.2%)、「未就学児童」が 14 人(11.6%)であった。

2. 調査結果

(1) 都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告受理件数

平成 21 年度に全国の 67 都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告受理件数は、214 件であった。

② 届出・通告者

届出・通告者の内訳は、「児童本人」が90人(34.8%)、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が67人(26.0%)、「児童本人以外の被措置児童」が30人(11.6%)、「家族・親戚」が23人(8.9%)等であった。

	児童本人	児童本人以外の被措置児童	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員、元受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	90	30	23	67	5	1	1	3	9	1	16	12	258
構成割合(%)	34.8	11.6	8.9	26.0	1.9	0.4	0.4	1.2	3.5	0.4	6.2	4.7	100.0

※ 1件の通告に対して、複数の方から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告件数214件と一致しない。

③ 届出・通告先

届出・通告先別件数では、「児童相談所」が112件(52.3%)、「都道府県市の担当部署」が94件(43.9%)等であった。

	児童相談所	都道府県市の担当部署	議会	都道府県市児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務	市町村	合計
件数	112	94	1	0	1	214	
構成割合(%)	52.3	43.9	1.9	0.0	1.9	100.0	

(2) 事実確認調査の状況

届出・通告のあった事例214件のうち、「事実確認の調査を行った事例」は198件(92.6%)で、そのうち「被措置児童等虐待の事実があったと認められた事例」は59件(27.6%)であった。

	事実確認を行った事例				小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	その他の事例	合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実が認められなかった				
件数	59	121	18	198	8	8	214	
構成割合(%)	27.6	56.6	8.4	92.6	3.7	3.7	100.0	

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実があったと認めた事例 59 件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等の種別

施設等種別の内訳は、「児童養護施設」が 29 件 (49.2%)、「児童自立支援施設」が 9 件 (15.2%) 等であった。

	社会的養護関係施設				里親等	知的障害児施設	児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設				
件数	2	29	2	9	9	4	1	59
構成割合 (%)	3.4	49.2	3.4	15.2	15.2	6.8	6.8	100.0

② 都道府県市別

都道府県市別の内訳は、67 都道府県市中、25 の都府県市において被措置児童等虐待の事実が認められた。

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道		東京都	9	滋賀県	3	香川県	1
青森県		神奈川県	6	京都府	3	愛媛県	2
岩手県		新潟県		大阪府	6	高知県	
宮城県		富山県		兵庫県	5	福岡県	1
秋田県		石川県		奈良県		佐賀県	2
山形県		福井県		和歌山県	1	長崎県	
福島県		山梨県	2	鳥取県		熊本県	
茨城県	1	長野県		島根県		大分県	
栃木県	2	岐阜県		岡山県		宮崎県	1
群馬県		静岡県	3	広島県		鹿児島県	
埼玉県	3	愛知県	1	山口県		沖縄県	4
千葉県		三重県		徳島県		国立	3
						合計	59

※ 指定都市及び児童相談所設置市の数値についても所在都道府県に計上した。

③ 虐待の種別・類型

被措置児童等虐待の種別・類型は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別・類型と重複がある場合、虐待の主なもののみを集計した。(事案の内容例は、別紙(参考1)を参照)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	41	1	7	7	59
構成割合(%)	69.5	6.7	11.9	11.9	100.0

④ 児童の状況

被措置児童等虐待が認められた59件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、59件の事例に対し、児童の総数は120名であった。

ア. 児童の性別

	男子	女子	合計
人数	67	53	120
構成割合(%)	55.8	44.2	100.0

イ. 児童の年齢区分

年齢	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	5	23	60	32	120
構成割合(%)	4.1	19.2	50.0	26.7	100.0

ウ. 児童の就学等の状況

	就学前児童	小学生	中学生	高校生	大学・短大等	無職	合計
人数	14	42	42	11	0	11	120
構成割合(%)	11.6	35.0	35.0	9.2	0.0	9.2	100.0

⑤ 職員等の状況について

被措置児童等虐待の事実が認められた 59 件の事例について、職員等の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1 件の事例に対し職員等が複数の場合があるため、59 件の事例に対し、職員等の総数は 81 名であった。

ア. 職員等の年齢

	29 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合計
人数	26	24	21	7	3	81
構成割合 (%)	32.1	29.7	25.9	8.6	3.7	100.0

イ. 職員等の実務経験年数

	5 年未満	5～9 年	10～19 年	20～29 年	30 年以上	合計
人数	44	19	10	5	3	81
構成割合 (%)	54.3	23.5	12.3	6.2	3.7	100.0

(4) 虐待の事実が確認された事例への対応について

被措置児童等虐待が確認された 59 件の事例について、都道府県市が行った対応は、「児童福祉法第 30 条の 2 に基づく指示又は報告徴収」は 20 回、「児童福祉法第 34 条の 4 第 1 項に基づく報告徴収・立入検査等」は 3 回、「児童福祉法第 46 条第 1 項に基づく報告徴収・立入調査等」は 15 回、「児童福祉法第 46 条第 3 項に基づく改善勧告」は 4 件であった。

また、施設・里親等からは 26 件の改善計画の提出があった。

これらの虐待事例については、法的な改善措置等による施設・職員等に対する指導以外に、被害児童に対して個別の支援等が行われている。

別紙 参考1 被措置児童等虐待として報告のあった事案（例）

【身体的虐待】

- ・当該職員から、非常に強く乱暴な言葉で怒鳴りつけられたり、叩かれた、壁に強く押しつけられたなどの体罰をされたと話す児童もあった。（外傷無）
- ・日頃から問題行動があった本児への指導中に、本児から職員への暴力行為があり、制止しているうちに、職員から児童への足払い、馬乗りの行為に至った。（外傷無）
- ・当該職員が、児童が万引きしたことに怒る中で、当該児童の頬を手で叩いた。（外傷無）また、別の児童が水筒を洗わなかったことに怒る中で、児童の頭を水筒で叩いた。（外傷無）
- ・「職員の車に傷をつける」いたずらを行った児童が、そのことを認めなかったため、職員が児童の髪をつかみ、壁におでこを押し当てるようにして怒った。
- ・3名の職員がそれぞれの対象児童に対し、喫煙行為や暴力、いじめの行為について頭部をゲンコツや本で叩いた。（外傷無）
- ・幼児居室先の廊下で、児童の顔面を平手打ちした。同職員が、就寝時間に本児が他の児童の布団におしっこをかけていると言って騒いだため、同児童を叩いてしまい、顔面が腫れた。（外傷有）
- ・施設内の洗面室で、児童相談員が児童に対し、平手で頬を数回叩き、鼓膜損傷の傷害を負わせた。
- ・作業準備の指示に従わない児童に対し、口頭で注意するも動かないため、顔や下半身を蹴る、髪を持って引きずり地面に顔を押しつける、膝蹴りをして鼻から出血させるなどの行為を行った。
- ・当該職員が、実習先から金を盗んだ児童を指導する中で、平手打ちした。また、別の児童が忘れ物が多く授業態度も悪かったため注意する際、脅すように床にペンを投げつけたり、机を蹴ったりした。また、別の児童が繰り返し盗むため、厳しい指導を行い、平手打ちした。
- ・本児に対し、頬を叩く、戸外に閉め出す等の行為が数度あった。（外傷無）
- ・姉担当の相談支援事業者から「本児が里父から叩かれている」との報告があった。

【心理的虐待】

- ・当該職員（男性）から「あんた」と呼ばれ傷ついた。叱る時に服や手を引っ張られるのが不愉快。着替え中に扉を開ける等女子への配慮がない。
- ・当該職員が、施設外にも聞こえる大声で、児童に繰り返し怒鳴った。

【ネグレクト】

- ・掃除の時間帯の児童間の暴力をすみやかに制止せず、本児は集団暴行で受傷した。また、本児以外の児童に対する暴力も把握できていなかった。

【性的虐待】

- ・男性職員が施設内で女児の身体を触った。
- ・非常勤の宿直補助員が、見回りの際に、女児1人にわいせつ行為をした。（青少年健全育成条例違反で逮捕・罰金）

参考2 関係条文

(児童福祉法)

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第 33 条の 14 都道府県は、第 33 条の 12 第 1 項の規定による通告、同条第 3 項の規定による届出若しくは第 3 項若しくは次条第 1 項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第 33 条の 12 第 1 項の規定による通告若しくは同条第 3 項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第 1 項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第 33 条の 15 都道府県児童福祉審議会は、第 33 条の 12 第 1 項の規定による通告又は同条第 3 項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第 1 項又は第 2 項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第 33 条の 17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

(児童福祉法施行規則)

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設

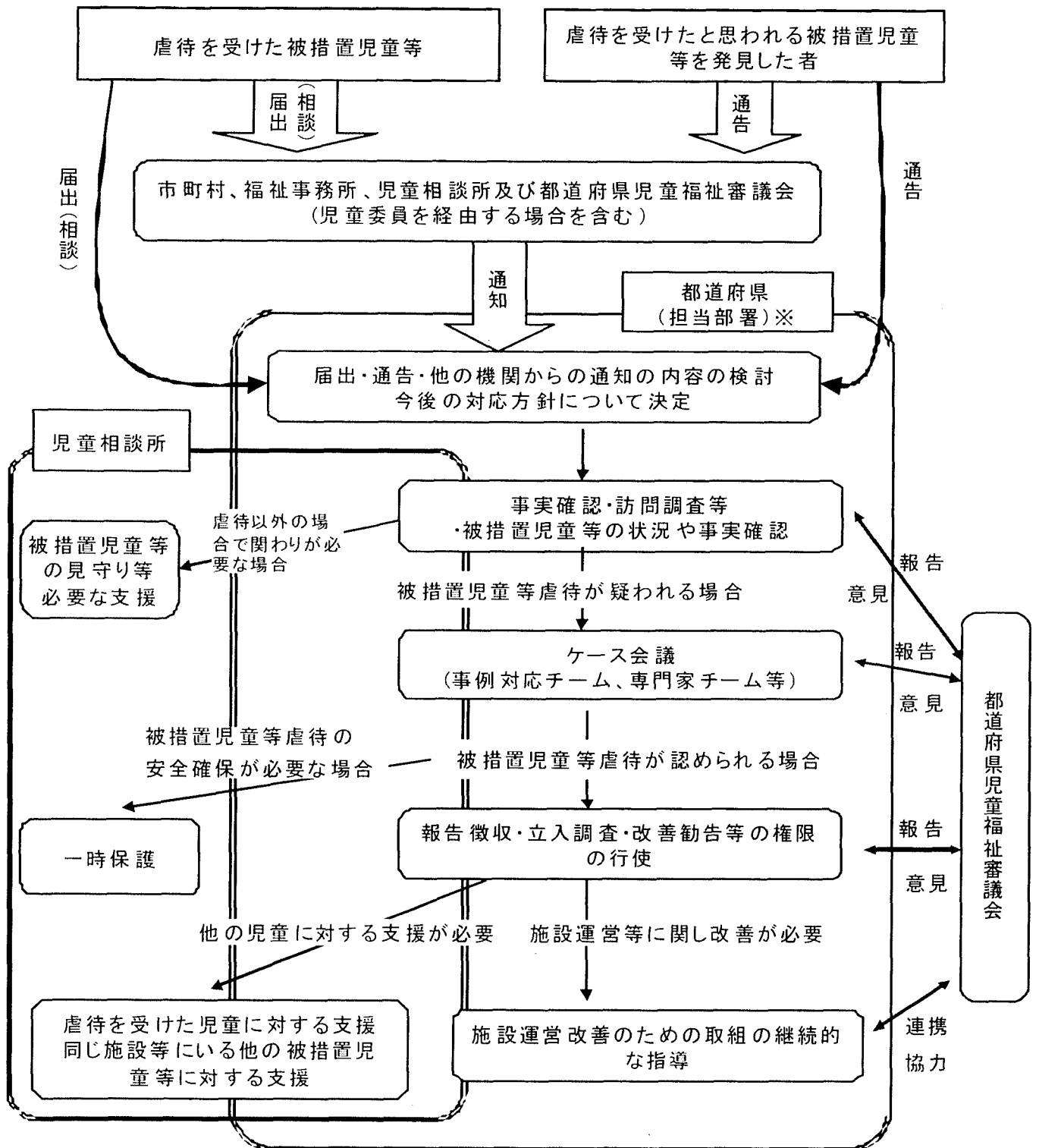
ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等

ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項 若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等

二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

参考3 被措置児童虐待対応の流れ（「被措置児童虐待対応ガイドライン」より）

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

「ケア内容検討会」の検討状況について

目的

- これまで、施設における実態を詳細に把握するために、タイムスタディ調査(業務量調査)等を実施し、結果の一部について社会的養護専門委員会に報告を行ってきたところ。
- その結果等を踏まえ、今後は、子どもの状態を適切に把握する指標の開発やケア標準の作成が取り組むべき課題と考えられた。
- そのため、「ケア内容検討会」を開催し、グループインタビューに協力いただいた施設において、実際に子どものケアに携わっている職員に参加いただいて、具体的なケアの内容・自立支援計画などについてヒアリング・分析を行い、「子どもの状態に応じた適切なケア」とは何かという共通認識を作成し、ケアの向上を図っていくにあたり必要な議論のために、たたき台の作成を進めている。

メンバー

委員長	山縣 文治	大阪市立大学大学院人間福祉学科教授
	筒井 孝子	国立保健医療科学院福祉サービス部福祉マネジメント室長
	西山 秀則	みちのくみどり学園養育部長(児童養護施設)
	大塚 哲司	梅光児童園施設長(児童養護施設)
	山下 学	鳥取こども学園希望館副館長(情短施設)
	中島 喜伸	大村椿の森学園園長(情短施設)

検討経過および今後の予定

これまで、平成22年7月21日(水)に第1回を開催し、8月24日(火)、10月27日(水)、12月1日(水)の4回開催。年度内にあと1回程度開催予定。

- ① 委員の所属施設で実際に作成している自立支援計画を提出していただき、支援目標や支援内容の共通項を見出して整理し、支援目標のテーマ分類案等を作成する。
- ② 各テーマ分類案等毎に、児童の目標およびその際に行われる職員の支援内容について整理を行う。
- ③ 成果物を社会的養護専門委員会へ報告予定。
- ④ 来年度は新たな検討の場を立ち上げ、全国の児童養護施設等から広く意見をいただき、検討を深め、全国の施設で取り組まれている支援内容を集めるとともに、児童目標の達成状況について第三者や児童本人にもわかるようなチェックリストを作成する。